

市町村振興総合補助金実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、市町村振興総合補助金交付要綱(平成17年4月1日施行)に基づく事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(所管)

第2 本庁及び地方機関が担う所管業務は次のとおりとし、各機関が連携し、事業を推進するものとする。

(1) 地域振興課

制度全般の設計・管理、予算要求、交付要綱等の策定、補助メニュー等制度内容の調整、圏域配分額等の調整、地方機関と本庁間の連絡・調整 等

(2) 本庁メニュー事業担当課

個別メニュー事業の補助要件、様式・添付書類の策定、要件審査・確認調査の方法設定及び地方機関事業担当部との連絡・調整 等

(3) 地方振興事務所地方振興部・地方振興事務所地域事務所地方振興部(ワンストップサービス窓口)

市町村の各種申請書等提出窓口、市町村配分額調整及び交付決定、市町村支援 等

(4) 地方機関メニュー事業担当部

個別メニュー事業の要件審査、事業執行管理、確認調査の実施、市町村事業担当課との連絡・調整、市町村への事業執行支援 等

2 地方振興事務所地域事務所長は、事務決裁規程(昭和35年11月1日宮城県訓令甲第24号)第3条第9項の規定により、地方振興事務所長(以下「所長」という。)の事務を専決することができるものとされた事務について、処理するものとする。

(要望の確認)

第3 企画部長は、必要と認める場合は、要望の確認について、所長に通知するものとする。

2 所長は、前項の規定による通知があった場合その他必要と認める場合は、市町村等の長に要望の確認を行うものとする。

3 所長は、前項の規定による要望の確認において、事業の実施を要望する市町村等の長に対して下記書類の提出を求めるものとする。

(1) 市町村振興総合補助金実施計画協議総括表(別記様式第1号)

(2) 市町村振興総合補助金実施計画協議書(別記様式第2号)

(3) 市町村振興総合補助金実施計画協議書(附属資料)(別記様式第3号)

4 所長は、第2項の規定による要望の確認において、複数年度にわたって継続する市町村提案事業(以下「複数年度継続事業」という。)の新たな実施を要望する市町村の長に対して前項(2)及び(3)に加えて、市町村振興総合補助金(市町村提案事業)計画承認申請書(別記様式第6号)の提出を求めるものとする。

なお、前項(2)については、実施を予定している年度ごとに内容を分けて作成するものとする。

5 所長は、第2項の規定による要望の確認において、第8第1項の規定による計画の承認を受けている複数年度継続事業(要綱第6(1)ロ及びハに規定する変更がある場合に限る。)について、当該計画の作成主体である市町村に対して第3項(2)に加えて、市町村振興総合補助金(市町村提案事業)計画変更承認申請書(別記様式第7号)の提出を求めるものとする。

なお、第3項(2)については、実施を予定している年度ごとに内容を分けて作成するものとする。

6 所長は、市町村提案事業(特別枠)について、事業の実施を要望する市町村があったときは、第3項(2)及び(3)に加えて、市町村振興総合補助金(市町村提案事業(特別枠))申請

書（別記様式第 8 号）の提出を求めるものとする。

なお、当該市町村が、当該事業の複数年度継続事業としての実施を要望する場合、当該書類の提出を求めるとともに、第 4 項の規定を準用する。

（事業の審査）

第 4 所長は、第 3 第 3 項から第 6 項までの書類の提出があったときは、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を審査するものとする。

（審査の依頼）

第 5 所長は、要望事業の審査、交付申請書の審査、実績報告書の審査等を関係地方機関の長に対し依頼するものとする。

（事業の報告）

第 6 所長は、第 4 による審査を行い、別表 1 及び別表 2 に掲げるメニューごとの事業要件等を満たしていると認めたときは、企画部長が別に定める日までに、下記書類により企画部長へ報告するものとする。

なお、地方振興事務所地域事務所地方振興部（以下「地域事務所地方振興部」という。）は、併せて当該書類を地方振興事務所地方振興部へ送付するものとする。

（ 1 ）市町村振興総合補助金管内要望事業一覧表（別記様式第 4 号）

（ 2 ）市町村振興総合補助金実施計画協議総括表

2 所長は、市町村提案事業（特別枠及び計画の変更がない複数年度継続事業を除く）について、第 4 による審査を行い、別表 1 及び別表 2 に掲げる事業要件等を満たしていると認めたときは、市町村振興総合補助金（市町村提案事業）に係る意見書（別記様式第 5 号）を作成し（第 8 第 1 項の規定による計画の承認を受けている複数年度継続事業を除く）、下記書類（（ 1 ）については、新たな複数年度継続事業の場合に、（ 2 ）については、計画の変更がある複数年度継続事業の場合に限る。）とともに、企画部長が別に定める日までに、企画部長へ報告するものとする。

この場合、市町村振興総合補助金（市町村提案事業）に係る意見書（別記様式第 5 号）を作成するときは、必要に応じて関係機関に対し意見を求めることができるものとする。

なお、地域事務所地方振興部は、併せて当該書類を地方振興事務所地方振興部へ送付するものとする。

（ 1 ）市町村振興総合補助金（市町村提案事業）計画承認申請書（写）

（ 2 ）市町村振興総合補助金（市町村提案事業）計画変更承認申請書（写）

（ 3 ）市町村振興総合補助金実施計画協議書

（ 4 ）市町村振興総合補助金実施計画協議書（附属資料）

3 所長は、市町村提案事業（特別枠）について、第 4 による審査を行い、別表 1 及び別表 2 に掲げる事業要件等を満たしていると認めたときは、速やかに、下記書類（（ 1 ）については、複数年度継続事業の場合に限る。）により企画部長へ報告するものとする。

（ 1 ）市町村振興総合補助金（市町村提案事業）計画承認申請書（写）

（ 2 ）市町村振興総合補助金（市町村提案事業（特別枠））申請書（写）

（ 3 ）市町村振興総合補助金実施計画協議書

（ 4 ）市町村振興総合補助金実施計画協議書（附属資料）

（事業の採択及び圏域ごとの予算額等の通知）

第 7 企画部長は、第 6 の規定による報告があったときは、市町村提案事業の採択事業及び圏域ごとの予算額を決定し、所長に通知するものとする。

2 企画部長は、複数年度継続事業について、第 6 の規定による報告があったときは、承認（変更承認を含む。）する計画を決定し、所長に通知するものとする。

なお、企画部長が承認（変更承認を除く。）を決定するのは、各年度において、1 件までと

する。

- 3 所長は、第 1 項の規定により通知された予算の範囲内で交付対象事業を採択するものとする。

（交付の内示及び計画承認の通知）

第 8 所長は、第 7 第 2 項の規定による通知があったときは、速やかに当該計画承認申請（計画変更承認申請を含む。）を行った市町村の長に対し、通知するものとする。

- 2 所長は、第 7 第 3 項の規定による採択をしたときは、速やかに当該採択となった事業の実施を要望する市町村等の長に対し、補助金の交付について内示するものとする。

（交付決定事業報告）

第 9 所長は、補助金の交付決定をしたときは、下記書類により、速やかに企画部長へ報告するものとする。

なお、地域事務所地方振興部は、併せて当該書類を地方振興事務所地方振興部へ送付するものとする。

- （1）市町村振興総合補助金管内交付決定一覧表（別記様式第 9 号）
- （2）市町村振興総合補助金申請事業総括表（交付要綱別記様式第 2 号）
- （3）市町村振興総合補助金事業計画書（別記様式第 2 号）
- （4）市町村振興総合補助金事業計画書（附属資料）（別記様式第 3 号）

（交付の申請等における様式の準用）

第 10 要綱第 5 及び要領第 9 に規定する市町村振興総合補助金事業計画書は、別記様式第 2 号中「市町村振興総合補助金実施計画協議書」を「市町村振興総合補助金事業計画書」と読み替えて使用するものとする。

- 2 要綱第 5 及び要領第 9 に規定する市町村振興総合補助金事業計画書（附属資料）は、別記様式第 3 号中「市町村振興総合補助金実施計画協議書（附属資料）」を「市町村振興総合補助金事業計画書（附属資料）」と読み替えて使用するものとする。

（状況報告）

第 11 所長は、市町村等の長に対し必要の都度、所長が別に定める様式により、執行状況の報告を求めることができる。所長はその報告を基に、市町村振興総合補助金計画変更承認申請書（交付要綱別記様式第 3 号）の提出を求め、補助金の額を変更することができる。

（完了事業報告）

第 12 所長は、補助金の額を確定したときは、下記書類により、速やかに企画部長へ報告するものとする。

なお、地域事務所地方振興部は、併せて当該書類を地方振興事務所地方振興部へ送付するものとする。

- （1）市町村振興総合補助金管内完了事業一覧表（別記様式第 10 号）
- （2）市町村振興総合補助金実績総括表（交付要綱別記様式第 6 号）
- （3）市町村振興総合補助金事業実績書（別記様式第 2 号）
- （4）市町村振興総合補助金事業実績書（附属資料）（別記様式第 3 号）

（実績報告における様式の準用）

第 13 要綱第 8 及び要領第 12 に規定する市町村振興総合補助金事業実績書は、別記様式第 2 号中「市町村振興総合補助金実施計画協議書」を「市町村振興総合補助金事業実績書」と読み替えて使用するものとする。

- 2 要綱第 8 及び要領第 12 に規定する市町村振興総合補助金事業実績書（附属資料）は、別記様式第 3 号中「市町村振興総合補助金実施計画協議書（附属資料）」を「市町村振興総合補助

金事業実績書（附属資料）」と読み替えて使用するものとする。

（交付決定前着手）

第 14 補助事業の着手は、原則として補助金の交付決定に基づき行うものとする。ただし、やむを得ない事由により、当該交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、市町村等の長は所長に対して、交付決定前着手届（別記様式第 11 号）を提出するものとする。

（予算の流用）

第 15 市町村等の長は、補助金の交付決定を受けた後、当該交付決定の額の範囲内で、別表 1 及び別表 2 に掲げるメニュー間の予算の流用を行うことができる。

2 市町村提案事業については、他のメニューとの流用は認めないものとする。

（メニューの見直し）

第 16 企画部長は、別表 1 及び別表 2 に掲げるメニューについて、各市町村等及び関係機関の意見を踏まえ、毎年度見直しを行うものとする。

附 則

1 この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 19 年 11 月 5 日から施行する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 21 年 1 月 7 日から施行する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

1 この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 23 年 4 月 22 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年 12 月 1 日から施行し、改正後の市町村振興総合補助金実施要領は令和元年 10 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、改正後の市町村振興総合補助金実施要領第 3 第 4 項、第 4、第 6 第 2 項、第 7 第 2 項及び第 8 第 1 項は令和元年 12 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該

補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和４年４月１日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和５年４月１日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和６年４月１日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和７年４月１日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和８年４月１日から施行する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

令和8年度 市町村振興総合補助金メニュー 一覧

No.	メニュー名	メニュー担当課	補助率	備考
1	消防・防災体制強化事業	消防課	1/3	
		防災推進課		
2	消防団員確保等充実強化事業	消防課	1/2	
3	魅力ある地域づくり事業	地域振興課	1/3、1/2	
4	学生を核とした地域づくり支援事業	地域振興課	1/2	
5	移住・定住・交流推進支援事業	地域振興課	1/3、1/2	
6	市町村交通安全対策推進事業	地域交通政策課	単価、1/2	※一部
7	公衆浴場安定確保対策事業	食と暮らしの安全推進課	1/2	
8	少年補導センター運営事業	共同参画社会推進課	定額	
9	安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業	共同参画社会推進課	1/2	
10	市町村地域福祉おこし事業	社会福祉課	1/2	※
11	市町村健康づくり推進事業	健康推進課	1/2	※
12	がん検診受診率向上促進事業	健康推進課	1/2	
13	アピアランス支援事業	健康推進課	1/2	
14	障害児・者歯科診療事業	健康推進課	1/2	
15	障害児保育事業	子育て社会推進課	1/2	※
16	事業所内保育施設助成事業	子育て社会推進課	1/2	※
17	低年齢児保育施設助成事業	子育て社会推進課	1/2	※
18	在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業	障害福祉課	定額	※
19	知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業	障害福祉課	1/2	
20	難聴児補聴器購入助成事業	障害福祉課	1/3	
21	コミュニティサロン設置運営事業	精神保健推進室	1/2	
22	市町村献血推進事業	薬務課	1/2	※
23	地域産業振興事業	富県宮城推進室	1/2	
24	商店街施設整備支援事業	商工金融課	1/3	
25	みやぎ路観光地整備事業	観光戦略課	1/2	
26	「食材王国みやぎ」物産振興等支援事業	食産業振興課	1/2	
27	食育実践地域活動支援事業	食産業振興課	1/2	
		健康推進課		
28	みやぎの水田農業改革支援事業	みやぎ米推進課	1/3、4/10	
29	大規模水稻直播栽培団地育成事業	みやぎ米推進課	単価	
30	都市と農山漁村の交流拡大事業	農山漁村なりわい課	1/2	
31	豊かなふる里保全整備事業	農山漁村なりわい課	4/10	
32	園芸特産重点強化整備事業	園芸推進課	1/3	
33	遊休農地発生防止・再生利用支援事業	農業振興課	1/2	
34	漁船乗組員救急救命推進事業	水産業振興課	1/3	
35	漁港改良助成事業	漁港整備推進室	45/100、63/100	
36	山の幸振興総合対策事業	林業振興課	1/3	
37	小規模林道事業	森林整備課	1/3	
38	ふるさと緑の道整備事業	森林整備課	1/2	
39	みやぎ木と触れあう空間づくり支援事業	林業振興課	1/2	
40	宮城の松林健全化事業	森林整備課	1/2	
41	みやぎの豊かな森林づくり支援事業	森林整備課	単価、1/2	
42	市町村提案事業	地域振興課	1/2	

注) 備考欄※については、仙台市が対象外となっている事業である。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等																																						
番号	区 分	細 目																																							
1	消防・防災体制強化事業	消防施設等整備事業	<table><tr><th>補助対象施設・設備の種類</th><th>規 格 等</th><th>基準額(千円)</th><th>補 助 率</th></tr><tr><td rowspan="5">消防ポンプ自動車</td><td>C D - I 型</td><td>30,058</td><td rowspan="5">基準額（基準額が事業費を上回るときは、事業費）の1／3以内</td></tr><tr><td>C D - II 型</td><td>37,873</td></tr><tr><td>水槽付 II 型</td><td>42,693</td></tr><tr><td>水槽付 I - A 型</td><td>36,032</td></tr><tr><td>水槽付 I - B 型</td><td>38,379</td></tr><tr><td>消防団施設・車両整備事業</td><td></td><td rowspan="2">77,764</td><td rowspan="5">基準額（基準額が事業費を上回るときは、事業費）の1／3以内</td></tr><tr><td>消防団装備等整備事業</td><td></td></tr><tr><td>救急自動車</td><td></td><td>20,816</td></tr><tr><td>高度救命処置用資機材整備事業</td><td></td><td>12,747</td></tr><tr><td rowspan="4">防火水槽</td><td>40m級有蓋 I 型</td><td rowspan="4">/</td><td rowspan="4">事業費の1／3以内</td></tr><tr><td>40m級有蓋 II 型</td></tr><tr><td>40m型</td></tr><tr><td>地上設置40m型</td></tr></table> 1 補助対象事業 消防施設・設備等を整備する事業 2 補助対象経費 (1) 消防施設・設備等とは、上記表の補助対象施設・設備の種類のとおりとする。 (2) 消防施設・設備等を整備する事業に要する経費は、補助対象施設・設備の購入費または工事費とする。ただし、消防車両の事業費には、購入費の他、ギ装（消防車両に必要な装備を施すこと）に係る経費を含めるものとする。 (3) 消防団施設・車両整備事業の規格等は、消防団拠点施設、消防車両とし、その他消防団の充実強化・活性化を促進する設備等については、消防課と協議の上で決定する。 (4) 消防団装備等整備事業の規格等は、「消防団の装備の基準」（昭和63年消防庁告示第3号）に定める装備の他、災害防ぎょ用資機材、訓練用資機材、視聴覚用資機材、消防団緊急伝達システム、住民避難用資機材とする。 (5) 消防団施設・車両整備事業と消防団装備等整備事業の採択基準額は、事業費の合計が3,000千円（補助金額1,000千円）を超えるものとする。 ただし、消防団施設・車両整備事業を実施しない場合は、消防団装備等整備事業の事業費が1,500千円（補助金額500千円）を超えるものとする。 (6) 救急自動車については、救急隊の増隊に伴う整備に限り補助を認めるものとする。 (7) 高度救命処置用資機材整備事業の規格等は、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（平成18年4月1日消防消第49号）別表第1第21に定める資機材とし、その他消防本部（局）の充実強化を促進する資機材として、自動式心臓マッサージ器、光ビーコン車載器（現場急行支援システム用に限る）等についても、消防課と協議の上、対象とすることができる。 3 基準額 上記表の各区分に定める額とする。 4 補助対象外経費 (1) 事務費（人件費、旅費、庁費、工事雑費） (2) 防火水槽等の事業費のうち、測量設計及び実施設計に係る経費 (3) 団体運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費 (4) 汎用性のある機器及び事務用什器の購入費用 (5) その他地方振興事務所長が不適切と認める経費				補助対象施設・設備の種類	規 格 等	基準額(千円)	補 助 率	消防ポンプ自動車	C D - I 型	30,058	基準額（基準額が事業費を上回るときは、事業費）の1／3以内	C D - II 型	37,873	水槽付 II 型	42,693	水槽付 I - A 型	36,032	水槽付 I - B 型	38,379	消防団施設・車両整備事業		77,764	基準額（基準額が事業費を上回るときは、事業費）の1／3以内	消防団装備等整備事業		救急自動車		20,816	高度救命処置用資機材整備事業		12,747	防火水槽	40m級有蓋 I 型	/	事業費の1／3以内	40m級有蓋 II 型	40m型	地上設置40m型
		補助対象施設・設備の種類	規 格 等	基準額(千円)	補 助 率																																				
消防ポンプ自動車	C D - I 型	30,058	基準額（基準額が事業費を上回るときは、事業費）の1／3以内																																						
	C D - II 型	37,873																																							
	水槽付 II 型	42,693																																							
	水槽付 I - A 型	36,032																																							
	水槽付 I - B 型	38,379																																							
消防団施設・車両整備事業		77,764	基準額（基準額が事業費を上回るときは、事業費）の1／3以内																																						
消防団装備等整備事業																																									
救急自動車		20,816																																							
高度救命処置用資機材整備事業		12,747																																							
防火水槽	40m級有蓋 I 型	/		事業費の1／3以内																																					
	40m級有蓋 II 型																																								
	40m型																																								
	地上設置40m型																																								
備蓄体制整備事業	1 補助対象事業 (1) 市町村が行う、災害用備蓄品の整備に関する事業 2 補助対象経費内訳 (1) 需要費及び備品購入費 (2) 対象となる災害用備蓄品の具体的な例は、別表のとおりとする。																																								

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
2	消防団員確保等 充実強化事業		1 補助対象事業 市町村等が消防団員確保・広報の充実強化並びに女性消防団員、学生消防団員及び機能別消防団員の活動促進を支援するために行う事業 2 補助対象経費 市町村等が消防団員確保・広報の充実強化並びに女性消防団員、学生消防団員及び機能別消防団員の活動促進を支援するために行う事業の対象経費は、次のとおりとする。 なお、(4)及び(5)に関する経費の補助限度額は、200千円とする。 (1) 消防団員確保・充実強化に係る活性化検討会等の運営費用 (2) 先進地域の取組調査等に必要な旅費 (3) 消防団員確保・充実強化のための広報経費（集客力を高めるための効果促進の経費を含む。） (4) 女性消防団員、学生消防団員及び機能別消防団員の研修や資格取得に要する経費（ただし、継続又は定期的に参加している研修は除く。） (5) 女性消防団員、学生消防団員及び機能別消防団員の消防団活動に要する経費 3 補助対象外経費 (1) 団体運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費 (2) 機器及び事務用什器の購入に係る経費 (3) 現に在籍している消防団員の活動の促進に係る経費（ただし、2(4)及び(5)に係る経費は除く。） (4) 消防施設等整備事業の補助対象経費に含まれる経費 (5) その他地方振興事務所長が不適切と認める経費

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
3	魅力ある 地域づくり事業	1 補助対象事業 地域資源を活用した地域活性化に資する事業 2 補助対象経費内訳 (1) ソフト事業に直接要する次の経費 ①講師等の謝金・旅費、②会場等設営費、③広告宣伝費、④資料作成印刷費、⑤委託費 等 (2) ソフト事業に直接要する次の事務費 ①消耗品費、②通信運搬費、③会議費、④旅費 等 (3) ハード事業に直接要する経費 ※ 民間団体はソフト事業のみ 3 補助対象外経費 (1) 用地購入費（補償費を含む） (2) 公用施設の整備、維持・修繕に要する経費 (3) 管理（団体）運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費 (4) 汎用性のある機器及び事務用什器の購入費用 (5) その他地方振興事務所長が不適切と認める経費 4 その他留意事項 (1) 補助対象者は、市町村又は民間団体とする。 なお、民間団体とは、営利を目的としない民間の団体とし、次のいずれかに該当するものとする。 ① 規約、役員、会計等が明確で、地域づくり活動に実績がある団体 ② その他地方振興事務所長が特に認める団体 (2) ハード事業とは工事請負費又は公有財産購入費（地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第15条第2項別記）の執行される事業、若しくはそれに類すると地方振興事務所長が認める事業に要する経費、又は重要物品（財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第139条各項各号）を購入する経費を指す。ソフト事業とはハード事業以外を指す。 (3) 施設の整備に係る基本設計、実施設計、工事監理費については、施設の整備と不可分であると判断できるためハード事業に区分される。 (4) 一事業にハード事業とソフト事業が混在する場合、ハード事業に対しては1/3の補助率、ソフト事業には1/2の補助率を適用し、それぞれ出された補助金額を合算して事業全体の補助金額を算出する。 (5) 補助対象外経費の管理（団体）運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費とは、補助対象者が通常の事務を行うに当たって当然に発生する経費を言い、各種法令等により補助対象者が負担すべき経費を含むものとする。 (6) 補助限度額の特認については、補助事業を実施する効果が大きいと判断でき、また、他の事業に比してその重要性が高いと判断される場合にのみ認める。 (7) 以下の事業は補助対象外とする。 ①国、県及び外郭団体による他の補助事業で適正な対応が可能な事業 ②着手済みの事業 ③過去に本事業により補助を受けた事業 (8) イベント的性格を有する事業については、その効果や取組が一過性のものではなく、地域づくりの取組の中の一環として位置づけられるとともに、全体事業の中での前後の取組みとの整合性が認められ、相当程度の波及効果が期待できるものを対象とする。	

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
4	学生を核とした地域づくり支援事業		1 補助対象事業 (1) 学生を対象とした「まちづくりコンテスト」等の企画提案を行う事業 (2) 市町村が主体となり学生を地域に受け入れ、地域活性化等に関する取組を行う事業 (3) 市町村と大学等が連携し、学生を活用した地域振興施策を検討することを目的とした事業 (4) 市町村が学生の地域での取組を支援することを目的とした事業 (5) 学生から企画提案を受けた事業を施策として実行することを目的とした取組 2 補助対象経費内訳 ・補助対象事業(1)から(4)の場合 ①報償費（講師・審査員謝金等）、②旅費（講師・審査員旅費、地域課題解決に向けた取組を行う学生に対する旅費等）、③需用費（消耗品購入費、印刷製本費、講演会・コンテストに係る飲料水等(茶菓代、昼食代等は除く)）、④委託費（地域課題解決に向けた取組の委託に係る経費等）、⑤使用料及び賃借料（会場使用料、バス借上げ費用等）、⑥役務費（通信運搬費等）、⑦原材料費（特産品開発などに要する経費等）、⑧負担金及び補助金（地域課題解決に向けた取組を行う学生に対する補助金等） ・補助対象事業(5)の場合 （ソフト事業）事業実施に必要な経費 （ハード事業）事業実施に必要な経費 ただし、ハード整備の補助対象経費上限額は8,000千円とする 3 補助対象外経費 2 補助対象経費以外の経費 4 その他留意事項 (1) 既存事業への活用を認める。 (2) 補助対象経費は、市町村が一般財源により負担するもののみとする。（特別交付税措置対象経費は対象外） (3) 補助対象事業(5)を行う場合、1事業当たり5年を限度に活用を認める。 ただし、ハード整備については、1事業当たり1年のみの利用とする。 (4) 補助対象事業(5)を行う場合、県が実施する事業において提案を受けた場合に事業化する場合も対象とする。 (5) 補助対象事業(5)を行う場合、ハード整備のみの実施は認めない。 (6) 補助対象事業(5)においてハード整備を行う場合、既存施設の修繕、改修及び備品購入を対象とし、また、ハード整備は、ソフト事業に附随することが必須だが、その関連性などは、ヒアリングにより判断する。 (7) 補助対象事業(5)においてハード整備を行う場合、公共施設の整備を基本とする。 ただし、市町村が協定や賃貸借契約に基づいて民間施設の整備を行う場合は補助対象とする。
5	移住・定住・交流推進支援事業	Aタイプ	1 補助対象事業 (1) 情報提供事業 ① 移住・交流希望者への情報提供のための専用サイトの開設、改訂及び移住情報発信サイト等外部サービスの利用 ② 空き家情報を発信する専用サイトの開設、改訂 ③ インターネット広告、パンフレット、動画、新聞等による情報提供及び広告 (2) 受入体制整備事業 ① 空き家調査等、移住・定住・交流に資する各種調査・研究 ② 受入支援のための推進会議等の開催 (3) 移住・定住・交流促進事業 ① 相談会、セミナー等の開催又は出展 ② 移住体験ツアー及び体験居住等の実施 ③ 移住者定着又は関係人口の創出・拡大を目的とした交流会、セミナー等の開催又は出展 (4) 受入支援団体が行う上記(1)～(3)に該当する事業

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
5	移住・定住・交流推進支援事業	Aタイプ	2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①報償費（講師謝金等）、②旅費（講師旅費、移住体験ツアー参加旅費及び宿泊費、体験居住先までの移動に要する旅費等）、③需用費（印刷製本費等）、④委託費（ホームページ作成委託費、調査・研究委託費等）、⑤使用料及び賃借料（会場使用料、バス借上費等）、⑥役務費（通信連絡費等）、⑦負担金（相談会・セミナーへの出展料、体験プログラムへの参加費） 3 補助対象外経費 (1) 移住体験ツアー及び体験居住等を実施する場合の参加者の食事に要する経費 (2) 用地、家屋などの購入に要する経費（補償費を含む） (3) 施設の整備、維持及び修繕に要する経費 (4) 管理運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費 (5) 汎用性のある機器及び事務用什器等の購入経費 (6) 受入支援団体の運営に要する経費（人件費等） (7) その他、地方振興事務所長が不適切と認める経費 4 その他留意事項 (1) 移住体験ツアー、体験居住等の実施において、参加費等として旅費、資料代、移住体験施設の利用料等を徴収するなど、特定財源が見込める事業の場合には、これを控除した額を補助対象経費とする。 (2) 要綱別表中の「関係人口の創出・拡大」は、地域外の者が関係人口となる機会の提供及び都市住民が農山漁村等の同一地域において、定期的・反復的に滞在する交流をいう。 (3) 他機関が主催する相談会・セミナーへの出展は、ブース等の出展料を負担する場合を対象とする。 (4) 関係人口の創出・拡大を目的とした事業については、本補助事業を活用して開始した事業であって、同様の内容で事業を継続することが妥当と認められる場合は、継続して5年間補助対象とすることができる。
		Bタイプ	1 補助対象事業 (1) 市町村が行う移住者又は移住を希望する者に対する空き家改装費助成事業 (2) 市町村等が行う移住・中長期滞在及び交流を促進するための空き家改装事業 (3) 市町村が行う空き家家財等の処分助成事業 2 補助対象経費内訳 (1) 1(1)及び(2)の補助対象経費は、空き家の設備改善、機能回復、機能向上のための経費とする。 (2) 1(3)の補助対象経費は、次に示す経費とする。 ① 空き家内にある家財道具等の運搬・処分経費 ② 家財道具等の運搬・処分と併せて行うハウスクリーニング経費 ③ 家財道具等の運搬・処分と併せて行う敷地内の庭木せん定・処分経費 3 補助対象外経費 (1) 用地購入に要する経費（補償費含む） (2) 設計費（ただし、1(1)の事業については除く。） (3) 既に移住・交流促進等の目的のために使用されている施設の整備、維持及び修繕に要する経費（ただし、お試し居住施設として使用されている施設の機能強化に要する経費は除く。） (4) 個人に対する賞金や謝金等の経費 (5) その他地方振興事務所長が不適当と認める経費

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
5	移住・定住・交流推進支援事業	Bタイプ	4 その他留意事項 (1) 1(1)及び(3)に定める事業の基準額はそれぞれ、1件の助成につき、500千円とする。 (2) 1(3)に定める事業は、次のいずれかに該当する空き家物件を対象とする。なお、同一物件に助成できる回数は1回までとする。 ① 空き家バンクに登録されている空き家 ② 移住者が自ら居住又は事業利用する目的で購入した空き家 (3) 1(3)に定める事業について、以下に挙げる者については対象外とする。ただし、市町村が必要と認める場合については、その限りではない。 ① 進学に伴い転居する者 ② 勤務先の転勤に伴う転居であり、その後、当該市町村からの転出が見込まれる者 ③ 本事業により過去に助成を受けた者
6	市町村交通安全対策推進事業	交通安全指導員設置運営事業	1 補助対象事業 市町村（仙台市を除く。）又は市町村が補助する団体が行う、交通安全指導員（住民に対する交通安全指導等を任務とする会計年度任用職員等をいう。）の設置運営事業 2 補助対象経費内訳 (1) 交通安全指導員の報酬又は手当（職責等に応じ年額等を定めて支払われるもの及び実働回数・日数等の実績に応じて支払われるもの） (2) 交通安全指導員の費用弁償 (3) 報償費 (4) 補助金（上記(1)及び(2)に該当する経費に限る） (5) 委託料（上記(1)及び(2)に該当する経費に限る）
		暴走族根絶・飲酒運転根絶・高齢者交通事故防止・自転車安全利用推進事業	1 補助対象事業 (1) 宮城県暴走族根絶の促進に関する条例（平成10年宮城県条例第48号）に基づき県が指定する暴走族根絶促進モデル市町村、又は当該市町村が設置する暴走族根絶促進協議会が行う暴走族根絶推進を目的とする事業 (2) 市町村又は市町村が補助する団体（市町村の交通安全施策と緊密な関係を有するため、当該市町村の組織内に事務局を置く団体及び宮城県飲酒運転根絶に関する条例（平成19年宮城県条例第86号）に基づき設置される地域飲酒運転根絶活動推進委員協議会に限る。）が行う、飲酒運転根絶推進を目的とする事業 (3) 市町村又は市町村が補助する団体（市町村の交通安全施策と緊密な関係を有するため、当該市町村の組織内に事務局を置く交通安全関係団体に限る。）が行う、高齢者交通事故防止を目的とする事業 (4) 市町村又は市町村が補助する団体（市町村の交通安全施策と緊密な関係を有するため、当該市町村の組織内に事務局を置く交通安全関係団体に限る。）が行う、自転車の安全利用の推進を目的とする事業 2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する次の経費 (1) ポスター・チラシ及び啓発物品等(住民、事業者等に対し無料で提供し、又は、貸し出すものに限る。)の作成、購入及び送付等に要する経費 (2) 看板・横断幕等の啓発資材の製作、修繕及び設置並びに広告の掲載等に要する経費 (3) 会議・講習会及び催事等の実施に要する経費（実施主体の職員に支給する給与・報酬・報償費・旅費等を除き、また、茶菓・食事は、主に非公務員が参加する会議等の参加者、又は講師への提供で、かつ、1人1,000円以内のものに限る。） (4) 市町村が行う、高齢者を対象とした運転免許取得者認定教育講習（道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づき、自動車教習所が都道府県公安委員会の認定を受けて実施する、自動車の運転技能の向上及び道路交通に関する知識の習得を目的とした交通安全教育講習をいう。）の受講を促す事業及び高齢者等からの運転免許証の自主的な返納を促す事業に要する経費 ※ (4)の事業を市町村から他者への補助事業の手法で実施するときは、その実施主体を市町村として取り扱う。 3 その他 暴走族根絶・飲酒運転根絶・高齢者交通事故防止・自転車安全利用の推進（以下、「暴走族根絶等」という。）とその他の目的を併せ持つ事業に要する経費の取扱い は、次のとおりとする。 (1) 実施主体が市町村で、かつ、その他の目的が交通安全対策の事業については、主たる目的が暴走族根絶等であれば、前記2の要件を満たす経費全てを補助対象とし、これ以外の場合は、暴走族根絶等の関係経費であると明確に区分できる部分のみ補助対象とする。 (2) 実施主体が団体の事業については、暴走族根絶等の関係経費であると明確に区分できる部分のみ補助対象とする。

(実施要領) 別表2

メニュー

番号	区 分	細 目	事業要件等																								
7	公衆浴場安定確保対策事業		1 補助対象事業 市町村の補助により公衆浴場業者が行う、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条により知事の許可を受け、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第4条の規定により入浴料金が統制されている公衆浴場の確保と経営の安定を図るための事業 2 補助対象経費内訳（補助基準額） 以下の(1)、(2)を対象とした経費とし、その補助基準額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内であって間接補助金の2分の1以内とする。 (1) 公衆浴場の営業に必要な設備のうち、規定の耐用年数を経た設備の更新や補修工事に要する経費とする。 なお、補助対象となる設備の耐用年数、補助限度額については下表に定めるものとする。 <table><tr><th>設備名称</th><th>耐用年数 (災害等やむを得ない場合を除く。)</th><th>補助限度額</th></tr><tr><td>風呂釜</td><td>3年</td><td>760千円</td></tr><tr><td>ろ過器</td><td>8年</td><td>380千円</td></tr><tr><td>温水器</td><td>3年</td><td>260千円</td></tr><tr><td>太陽熱利用施設</td><td>10年</td><td>3,300千円</td></tr><tr><td>重油（廃油）及びガス燃焼施設</td><td>3年</td><td>300千円</td></tr><tr><td>給湯給水配管施設補修工事</td><td>8年</td><td>800千円</td></tr><tr><td>浴室の3分の1以上の タイルの補修工事</td><td>8年</td><td>600千円</td></tr></table> (2) 公衆浴場運営に係る光熱費及び燃料費とし、300千円を補助限度額とする。 3 補助対象外経費 公衆浴場法第2条により知事の許可を受けているものの、物価統制令第4条の規定により入浴料金が統制されていない公衆浴場の確保と経営安定を図るための事業に要する経費	設備名称	耐用年数 (災害等やむを得ない場合を除く。)	補助限度額	風呂釜	3年	760千円	ろ過器	8年	380千円	温水器	3年	260千円	太陽熱利用施設	10年	3,300千円	重油（廃油）及びガス燃焼施設	3年	300千円	給湯給水配管施設補修工事	8年	800千円	浴室の3分の1以上の タイルの補修工事	8年	600千円
			設備名称	耐用年数 (災害等やむを得ない場合を除く。)	補助限度額																						
風呂釜	3年	760千円																									
ろ過器	8年	380千円																									
温水器	3年	260千円																									
太陽熱利用施設	10年	3,300千円																									
重油（廃油）及びガス燃焼施設	3年	300千円																									
給湯給水配管施設補修工事	8年	800千円																									
浴室の3分の1以上の タイルの補修工事	8年	600千円																									

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
8	少年補導センター運営事業		1 補助対象事業 (1) 事業内容 市町村の設置・運営する少年補導のための施設等（以下「少年補導センター」という。）が行う街頭補導、環境浄化、少年相談等の非行防止・育成支援等の活動 (2) 補助対象基準 街頭補導、少年相談等を行う少年補導委員（又は相当の非常勤の専任職員）並びに少年補導センターの事務を処理する長及び職員等がいること。
9	安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業		1 補助対象事業 (1) 事業概要 市町村又は市町村が補助する団体が設置・管理・運用を行う、安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業 (2) 補助対象基準 以下の要件を全て満たす防犯カメラであること。 ・犯罪の防止を目的に設置されているカメラ ・不特定かつ多数の人が利用する施設や場所に継続的に設置されているカメラ ※ 具体的な場所は以下のとおり（限定列举）。 道路、歩道、公園、広場、駐車場、駐輪場、市町村行政庁舎（特定の者しか来庁しない単独公所等を除く）、公共施設（広く住民に開放されている施設に限る）、小中学校、保育所、幼稚園、商店街、繁華街、空港ターミナル、鉄道駅、バスターミナル、フェリー乗り場、金融機関、小売店・百貨店・複合施設などの商業施設、医療機関、劇場、映画館、美術館、スポーツ・レジャー施設、観光施設、ホテル、旅館、寺院、神社 ※ ただし、施設に設置する場合は、いずれも、不特定多数の者が出入りする入り口や来客用駐車場等に限り、倉庫や職員用スペース、市長室前等に設置する場合は対象外。 ・画像を記録媒体（HDD、メモリーカード等）に保存する機能を備えたカメラ (3) 補助対象費用 ・防犯カメラを構成する機器及び表示板の購入に係る経費 ・防犯カメラを構成する機器及び表示板の設置及び工事に係る経費 ※ 設置後の保守点検費や電気代等の維持管理経費は対象外 ※ リース・レンタルは対象外。 (4) 補助要件 ・運用開始後、5年以上運用されること。 ※ 運用・管理を警備会社等に委託することは差し支えないが、責任者は市町村又は市町村が補助する団体におくとともに、その責任のもとガイドラインに沿った運用がされていることを確認すること。 ※ 5年以内に以下の理由により、滅失・破損し補助の目的を達成できなくなった場合は、速やかに届出を行うことで、補助金の返還の条件を付けずに財産処分を認めることとする。 ・災害により、滅失・破損した場合 ・区画整理等により、当該施設等がなくなる場合（ただし、当該原因を実績報告時に認知していた場合は除く）。 ・第三者による犯罪により滅失・破損した場合（ただし、第三者から賠償金等が支払われた場合は、その賠償額の範囲において返還を要する） ・設置にあたり、近隣住民や当該施設の利用者等関係者に対して説明会を開く等、設置に対する同意を得ること。 ・「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」（H28.10）により運用されること（防犯カメラの設置規程を作成すること。）。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
10	市町村地域福祉おこし事業		1 補助対象事業 次の①から③までに掲げる要件の全てに該当する事業とする。 ① 次のイからハのいずれかの事業であること（重複可）。 イ 市町村地域福祉計画（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条）に基づき、地域福祉を推進し、かつ、地域における永続的な福祉ネットワークを構築するため、住民主体又は住民、町内会、民生委員、ボランティア、NPO、民間企業、社会福祉施設、市町村社会福祉協議会等地域の様々な主体の協働により実施する事業（事業の実施に向けた条件整備を含む） □ 市町村地域福祉計画に基づき、地域福祉を推進するため、住民参加や地域社会との関係づくりを進めながら福祉サービスの質の向上や充実を図る事業 ハ 市町村地域福祉計画の策定、改定、効果検証等に関する事業 ② 条件整備及び1のハに関する事業以外は、補助事業終了後も既存制度の活用や自主財源の確保などにより、事業の継続が可能であること。 ③ 次のイ又はロの方法で実施する事業であること。 イ 市町村（仙台市を除く。このメニューにおいて以下同じ。）が実施する場合 ・市町村が事業の実施主体であること。ただし、市町村長は、事業の実施に当たっては、社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等に事務の全部又は一部を委託することができるものであること。 ロ 市町村が団体に補助する場合 ・市町村長が上記1及び2に掲げる要件に該当すると認め、補助する事業であること。 2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①報酬、②報償費、③旅費、④需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費等）、⑤役務費（通信運搬費、保険料、広告料等）、⑥委託費、⑦工事請負費、⑧使用料及び賃借料（会場使用料等）、⑨備品購入費、⑩負担金（会議負担金等）、⑪補助金（人件費を除く）
11	市町村健康づくり推進事業		1 補助対象事業 市町村(仙台市を除く。)又は市町村が補助する団体が行う、以下のいずれかを含む、(1)～(6)の健康づくり推進事業。 ・身体活動・運動の推進に関すること ・栄養・食生活の改善に関すること ・たばこ・受動喫煙の対策に関すること ・歯科口腔の健康に関すること ・休養・睡眠に関すること ・18歳から39歳までの住民に対する健康診査 (1) 一般県民に対するセミナー、講座、教室等（例:運動教室、栄養セミナー、女性の健康セミナー、未成年への防煙教育、メンタルヘルスケア講座等） (2) 健康づくりのための地域リーダー等の人材育成（例：食生活改善推進員の育成、運動普及ボランティアの育成等） (3) 健康づくりに関するイベントの実施及び普及啓発（例：ウォーキングマップの作成、健康イベントの実施、普及啓発資料の作成等） (4) 18歳から39歳までの住民に対する健康診査（18歳から39歳までの住民に対する「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準」に準じた内容の健康診査及び保健指導） (5) 妊娠期・乳幼児期の歯と口腔の健康づくりに関する事業 (6) その他健康増進のために必要と認められる事業（例：調査・要因分析、COPDリスクチェック、尿ナトカリチェック、ベジチェック、食環境整備等） 2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 報償費（インセンティブを除く）、賃金（職員給与を除く）、旅費、需用費（印刷製本費等。ただし、食材費を除く。）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費（汎用性のある機器及び事務用什器の購入費を除く）、負担金及び補助金（市町村が団体に補助する場合に限る。人件費を除く。）、委託料 3 補助対象外経費 国庫補助の対象となりうる部分については補助対象外とする。 4 その他 同様の事業については、補助期間は原則5年間とする。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
12	がん検診受診率向上促進事業		1 補助対象事業 市町村が行う、がん検診（胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診及び乳がん検診をいう。以下同じ。）に係る受診率を向上させるための次のいずれかの取組（注） ① がん検診を一定期間受けていない者に対する受診勧奨 ② がん検診の申込みをしたものの、受診していない者に対する受診勧奨 ③ 精密検査の受診が必要とされたものの、受診していない者に対する受診勧奨 ④ その他受診率の向上のために必要と認められる事業 （注）ア ①から④の取組を重複して実施可。 イ 胃がん検診、肺がん検診、大腸がん検診、子宮頸がん検診又は乳がん検診のうちの一部を対象とする取組も可。 2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①報償費、②報酬、③賃金、④旅費、⑤需用費、⑥役務費、⑦使用料及び賃借料、⑧委託料 ※ 対象者を抽出するためなど、受診勧奨のために既存の台帳等のシステム改修を要する場合の費用も対象とする。 3 補助対象外経費 (1) がん検診の実施を検診実施機関に委託するための費用 (2) 受診者の自己負担額の軽減に充てる費用その他受診費用の優遇措置に要する費用 4 その他留意事項 (1) 受診勧奨等に係る事務を検診実施機関等に委託する場合を含むものとする。 ただし、いわゆる丸投げとならないよう、当該市町村が主体的に本件補助事業を実施するものであること。 (2) 1－④の事業は、未受診理由の調査を行うものに限る。 (3) 国庫補助事業との併用は認めないこととする。
13	アピアランス支援事業		1 補助対象事業 市町村が行う医療用ウィッグ及び乳房補正具購入助成事業。 2 補助対象経費内訳 市町村が行う、がん患者の治療と就労や社会参加の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るための医療用ウィッグ本体及び乳房補正具（左側・右側）の購入経費の助成に要する経費とする。 3 その他留意事項 この事業の助成対象者は、医療用ウィッグ及び乳房補正具を購入した者のうち、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。 (1) 宮城県内に住所を有すること (2) がんと診断され、その治療を受けた者又は現に受けている者であること (3) がん治療に伴う脱毛又は乳房の切除により、就労や社会参加等と治療の両立に支障がある又は支障が出る恐れがあること (4) 世帯の市町村民税のうち所得割課税年額が304,200円未満であること (5) 過去に他の都道府県及び市区町村において、助成を受けようとする医療用補正具（医療用ウィッグ又は乳房補正具）の購入に対する助成等を受けていないこと
14	障害児・者歯科診療事業		1 補助対象事業 次に掲げる障害児・者への歯科診療事業 (1) 市町村が自ら行う事業（団体に委託して行う場合を含む。以下同じ。） (2) 市町村が補助又は負担する事業 2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の費用 ①報酬、②給料、③職員手当、④共済費、⑤賃金、⑥報償費、⑦旅費、⑧需用費（消耗品費、燃料費、食糧費（会議等の開催に伴う場合に限る）、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び指導用材料費）、⑨役務費、⑩委託料、⑪使用料、⑫賃借料、⑬備品購入費、⑭補助金及び負担金 3 その他留意事項 (1) 障害児・者歯科診療の設置・運営に当たり、診療報酬では賄えない分について対象とするものである。 (2) 国庫補助事業との併用は認めないこととする。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等									
番号	区 分	細 目										
15	障害児保育事業		1 補助対象事業 (1) 対象児童 事業の対象となる児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第1号、第2号及び第3号に該当し、保育所、認定こども園及び地域型保育事業を実施する事業所（いずれも公立施設を除く。以下「私立保育所等」という。）を利用する、市町村が認める障害児（身体障害者手帳等の交付の有無は問わない。）とする。 (2) 対象施設 各月初日において、(1)に該当する障害児が利用している私立保育所等であって障害児の集団保育が適切に実施できる受入れ体制が整備されている施設とする。 2 補助対象経費内訳及び基準額 (1) 補助対象経費内訳 障害児保育に必要な経費。（地方交付税措置される額を除く。） (2) 基準額 各月初日現在の対象児童数の年間合計数に以下の障害区分に応じた基準額を乗じた額 <table><tr><td>重度</td><td>身体障害者手帳1、2級又は療育手帳Aを有する者等</td><td>月額40,000円</td></tr><tr><td>中度</td><td>身体障害者手帳3、4級を有する者等</td><td>月額30,000円</td></tr><tr><td>軽度</td><td>身体障害者手帳5、6級又は療育手帳Bを有する者等</td><td>月額20,000円</td></tr></table> ※ 市町村が認める障害児のうち身体障害者手帳等を有しない者については、重度又は中度障害区分に準ずると判断される場合を除いて、軽度障害区分の扱いとする。 3 その他留意事項 (1) 設備及び備品 障害児保育事業を実施する私立保育所等は、障害児の特性に応じた設備及び遊具訓練器等を整備すること。 (2) 職員 障害児保育事業を実施する私立保育所等は、障害児の保育について知識経験を有する保育士等を配置し、適宜必要な研修を受ける等研鑽に努めるものとする。 (3) 関係機関との連携 市町村長は、当該私立保育所等と連携を取り、保健福祉事務所及び児童相談所等関係機関に協力、指導を求め障害児の福祉向上を図るものとする。	重度	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳Aを有する者等	月額40,000円	中度	身体障害者手帳3、4級を有する者等	月額30,000円	軽度	身体障害者手帳5、6級又は療育手帳Bを有する者等	月額20,000円
重度	身体障害者手帳1、2級又は療育手帳Aを有する者等	月額40,000円										
中度	身体障害者手帳3、4級を有する者等	月額30,000円										
軽度	身体障害者手帳5、6級又は療育手帳Bを有する者等	月額20,000円										
16	事業所内保育施設助成事業		1 補助対象事業 (1) 交付対象市町村 県内の事業所内保育施設（病院内保育施設を除く。）において、当該市町村の4歳未満児が保育を受けている市町村。 (2) 補助対象施設 次に掲げるすべての要件を満たす事業所内保育施設（病院内保育施設を除く。）であること。 ① 4歳未満児の保育を行っていること。 ② 当該年度の各月初日のいずれかにおいて、小学校就学前の児童を5人以上を入所させていること。 ③ 必要とされる保育従事者の3分の1以上が有資格者であること。 ④ 保育従事者の数は、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第33条第2項に定める数以上であること。 ⑤ 県の立入調査を2年以内に受検していて、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める指導基準に沿って運営していると認められること。（新設の事業所においては、当該年度の立入調査において確認。） ⑥ 国が実施する事業所内保育施設を対象とした助成金を受給していない施設であること。 ⑦ 市町村による認可事業（地域型保育事業）を実施していない施設であること。 2 補助対象経費内訳及び基準額 (1) 補助対象経費内訳 当該市町村に居住し、補助対象となる施設を利用する4歳未満児（幼稚園休園時の一時的な利用者を除く。）の保育に係る経費。 (2) 基準額 各月初日現在の当該児童数に前年度の委託費における保育単価中の一般生活費月額を乗じて得た額。（ただし、保育時間が8時間未満であって6時間以上の施設は、基準額に3分の2を乗じた額とする。）									

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
17	低年齢児保育施設助成事業		1 補助対象事業 (1) 交付対象市町村 交付対象となる市町村は、当該市町村内の公立保育所（へき地保育所を除く）及び私立認可保育所の4歳未満児の入所児童数（4月1日時点）が当該市町村内の4歳未満児の要保育児童数に満たないなど、低年齢児保育を補完する保育施設が必要と判断される市町村（仙台市を除く。）とする。 ただし、年度の途中で前記に該当しないこととなった交付対象市町村については、当該年度に限り交付対象市町村とする。 (2) 補助対象施設 次に掲げるすべての要件を満たす認可外保育施設（病院内保育施設及び事業所内保育施設を除く。）であって、入所している児童が居住する市町村が当該市町村の低年齢児保育を補完すると認める施設であること。 ① 4歳未満児の保育を行っていること。 ② 当該年度の各月初日のいずれかにおいて、小学校就学前の児童を6人以上を入所させていること。 ③ 必要とされる保育従事者の3分の1以上が有資格者であること。 ④ 保育時間は、1日につき8時間を原則とすること。 ⑤ 県の立入調査を2年以内に受検していて、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める指導基準に沿って運営していると認められること。（新設の保育施設においては、当該年度の立入調査において確認。） 2 補助対象経費内訳及び基準額 (1) 補助対象経費内訳 当該市町村に居住し、補助対象となる施設を利用する4歳未満児（要保育児童に限る。）の保育に係る経費 (2) 基準額 各月初日現在の当該児童数に前年度の委託費における保育単価中の一般生活費月額を乗じて得た額 3 その他留意事項 (1) 要保育児童とは、市町村に居住する児童で、当該市町村の長が「保育の実施」を行う場合の基準に該当すると認める児童をいう。 (2) 4歳未満児とは、要保育児童のうち、補助対象となる施設に入所した日の属する月の初日において4歳に達していない児童をいい、その児童がその年度の途中で4歳に達した場合においても、その年度中は4歳未満児とみなす。
18	在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成事業		1 補助対象経費内訳及び基準額 (1) 補助対象経費内訳 交付対象となる経費は、市町村（仙台市を除く。このメニューにおいて以下同じ。）が管内の呼吸器機能障害者（在宅の身体障害者で、原則として呼吸器機能障害3級以上の身体障害者手帳を所持する者のうち、医師の指示により在宅酸素療法を実施している者に限る。）に対して行う在宅酸素療法に係る酸素濃縮器使用のための電気料金の助成に係る経費とする。 (2) 基準額 市町村の受給者数に定額7,000円を乗じた金額 ※ 補助金の限度額は市町村の実助成額の10/10を上限とする。 ※ 助成に際しては、年1回以上、対象者の現況について、手帳の等級、死亡、入退院、医師の指示書又は機器使用証明書による酸素濃縮器の使用の有無等を確認すること。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等										
番号	区 分	細 目											
19	知的障害者グループホーム体験ステイ推進事業		1 補助対象事業										
			市町村が、市町村の実施要綱に基づき、社会福祉法人等に委託して実施する、知的障害児(者)及び重症心身障害児(者)に対するグループホームの体験的な利用を通じての自立生活への支援を行う事業。										
			なお、事業を実施する法人等は次に掲げる(1)から(5)までの全てを満たすこと。										
			(1) 指定共同生活援助事業者であること。										
			(2) 相談支援体制及び自立訓練への指導体制が確立されていること。										
			(3) 既存のグループホームの空室の利用、敷地外の自立訓練棟の利用等、宿泊を伴う支援が可能な建物・設備を有すること。ただし、原則として短期入所の指定を受ける事業所については、対象外とする。										
			(4) 事業の実施設ごとに主たる支援員が選任されていること。なお、3か所の共同生活住居又は定員総数8人までを兼任可能とする。										
			(5) 法人等ごとに事業実施管理責任者を選任し、主たる支援員との連絡調整及び緊急時の対応等の連絡体制が整備されていること。										
			2 補助対象経費内訳及び基準額										
			(1) 補助対象経費内訳										
下記基準額の各区分ごとの単価に延利用日数(回数)を乗じて得た額の合計額とする。													
(2) 基準額													
<table><tr><th>区 分</th><th colspan="2">単 価</th></tr><tr><td>知的障害児(者)</td><td>1泊当たり</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>重症心身障害児(者)</td><td>1泊当たり</td><td>20,310円</td></tr><tr><td>送迎加算</td><td>1回</td><td>550円</td></tr></table>		区 分	単 価		知的障害児(者)	1泊当たり	10,000円	重症心身障害児(者)	1泊当たり	20,310円	送迎加算	1回	550円
区 分	単 価												
知的障害児(者)	1泊当たり	10,000円											
重症心身障害児(者)	1泊当たり	20,310円											
送迎加算	1回	550円											
※1 対象者1人当たり年間15泊を限度とする。													
※2 送迎加算については、1回利用につき2回までの算定とする。													
※3 送迎加算の算定に当たっては、道路運送法(昭和26年法律第183号)等の法令等に抵触しないよう充分に留意すること。													
20	難聴児補聴器購入助成事業		1 補助対象事業										
			市町村が行う、身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器装用を図るための難聴児補聴器購入助成事業。										
			なお、補助対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす対象児童の保護者とする。										
			(1)両耳とも聴力レベルが原則30dB以上で、身体障害者手帳の交付対象とならないこと。										
			ただし、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項により指定された医師等が装用の必要を認めた場合は、この限りではない。										
			(2)18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。										
			2 補助対象経費内訳及び基準額										
			(1) 補助対象経費内訳										
			市町村が行う補聴器及び補聴援助システム購入・更新経費(いずれもイヤモールド含む)及びイヤモールドの交換に要する経費の助成経費とする。										
			(2) 基準額										
イ 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示528号)別表1購入基準に掲げる高度難聴用ポケット型、高度難聴用耳かけ型、耳あな型(レディメイド及びオーダーメイド)、骨導式ポケット型及び骨導式眼鏡型、別表3修理基準に掲げる受信機、ワイヤレスマイク、オーディオチューの価格の100分の106に相当する額とする。													
ロ 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年厚生労働省告示528号)別表3修理基準に掲げるイヤモールド交換の価格の100分の106に相当する額とする。													
ハ 特例補装具相当の場合、市町村が必要と認める額とする。													
3 その他留意事項													
(1) 補聴器の必要性判定													
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の医師又は身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項により指定された医師の意見書を基に、市町村が判定するものとする。													
(2) 耐用年数													
原則5年とする。ただし、イヤモールドは除く。													
(3) その他													
イ 具体的な手続き等については、基本的に補装具支給事務取扱指針(平成30年3月23日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に準じること。													
ロ 2(2)ハによる助成を行う場合は、事前に県と協議を行うこと。													

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
21	コミュニティサロン設置運営事業		1 補助対象事業 宮城県精神障害者社会復帰施設設置運営事業実施要綱（平成2年4月1日施行）第2第5項及び第5章に規定する精神障害者コミュニティサロンの設置運営事業で次に掲げる事業 (1) 市町村が自ら行う事業（非営利法人に事業の経営を委託して行う場合を含む。この細目において以下同じ） (2) 市町村が補助する事業 非営利法人が行うもので、市町村が適当と認め補助する事業 2 補助対象経費内訳及び基準額 (1) 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①報酬、②給料、③職員手当、④共済費、⑤賃金、⑥報償費、⑦旅費、⑧需用費（消耗品費、燃料費、食量費(会議等の開催に伴う場合に限る)、印刷製本費、光熱水費、修繕費及び指導用材料費)、⑨役務費、⑩委託料、⑪使用料、⑫賃借料、⑬備品購入費、⑭負担金及び補助金 (2) 基準額 年額3,780,000円（月額315,000円） ※1 市町村が自ら行う事業については、(1)に定める対象経費の実支出額と(2)に定める基準額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。 ※2 市町村が補助する事業については、※1により算出された額と市町村が補助した額とを比較して、少ない方の額を選定する。
22	市町村献血推進事業		1 補助対象事業 (1) 市町村献血推進協議会等の開催経費 (2) 献血推進協議会に対する間接補助事業 (3) 献血組織の育成強化事業 (4) 献血思想の普及啓発を目的とした広報宣伝事業 (5) 献血者の処遇に関する事業 (6) その他献血事業推進のために必要と認められる事業 2 補助対象経費内訳（補助基準額） (1) 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①報酬、②報償費、③需用費、④役務費、⑤使用料及び賃借料、⑥負担金、補助金及び交付金（市町村職員の出張に係る旅費を除く。） (2) 補助基準額900,000円

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
23	地域産業振興事業		1 補助対象事業 (1) それぞれの地域で有している地域資源（農林水産物及びその加工品、その他製造品、観光資源等）や地域の労働力、原材料、ノウハウなどを活かし、地域の新たな産業振興に資する推進事業 (2) その他地域の産業振興に寄与するものとして地方振興事務所長が必要と認める事業で、かつ、重点的に地域産業振興に取り組む推進事業 (3) 地域産業振興事業補助金の交付対象となる事業は、国又は県の他の補助事業等で実施することができず、かつ、地域自らが企画・立案し、地域産業振興を実践することを前提とした事業とする。 2 補助対象経費内訳及び標準事業費 (1) 補助対象経費内訳：補助対象経費は、補助対象事業を実施するために要する経費とする。 (2) 標準事業費：1,500千円（ただし、地域産業振興のため重点的に取り組むべき事業と地方振興事務所長（地域事務所長）が認める場合は、この限りではない。） 3 補助対象外経費 (1) 用地購入に要する経費（補償費を含む） (2) 施設の整備、維持及び修繕に要する経費 (3) 団体の運営に要する経費 (4) 汎用性のある機器及び事務用什器の購入に要する経費 (5) その他地方振興事務所長が不適正と認める経費 4 その他留意事項 (1) 補助対象者 市町村並びに市町村、中小企業者及び農林水産業者等で構成する研究会又は協議会等（以下「団体」という。） (2) 定義 団体とは、規約、役員、会計等が明確であり、地域の産業振興に取り組んでいる団体とし、次に掲げるものをいう。 ① 市町村、中小企業者、農林水産業者等で構成する研究会又は協議会 ② 商工会議所又は商工会 ③ 農業協同組合法の規定に基づき設立された組合 ④ 水産業協同組合法の規定に基づき設立された組合 ⑤ 森林組合法の規定に基づき設立された組合 ⑥ その他特に地方振興事務所長が認める団体

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
24	商店街施設整備 支援事業		1 補助対象事業 商店街の一般公衆利便施設及び商業基盤等施設の取得並びにその改修又は補修を行う事業 2 補助対象経費内訳 (1) 間接補助事業者又は市町村が策定する商店街活性化計画等に基づき整備される次の施設であって、商店街の活性化を図るとともに一般公衆の利便に寄与する施設（土地の取得・造成費を除く。）の取得に係る経費 ① 駐車場、駐輪場施設 ② アーケード、カラー舗装 ③ その他公園、イベント広場、緑地、休憩施設、公衆トイレ、街路灯等商店街の機能を高める施設 ④ ①から③に掲げるもののほか、地方振興事務所長が適当と認める施設 (2) 商業基盤等施設の老朽化等に伴い集客力の低下が生じている商店街において、商店街団体が商業基盤等施設の改修又は補修を行う事業に要する経費 対象施設は(1)の①から④の施設とする。 3 その他留意事項 (1) 商店街団体等（間接補助事業者） ① 商店街振興組合及びこれらの連合会（法人化されたものに限る。） ② 商店街の事業協同組合及びこれらの連合会（法人化されたものに限る。） ③ 商工会議所 ④ 商工会 ⑤ 次に掲げるいずれかの地域における団体で構成員が10人以上であり、かつ3分の2以上が小売業、サービス業又は飲食業を営む者である団体（ただし、小売業及びサービス業を営む者の合計が飲食業を営む者より多いものに限る。） イ 小売業、サービス業又は飲食業を営む者の20人以上が近接して事業を行っている地域 ロ イと同程度の商業集積であると認められる地域 ⑥ その他地方振興事務所長が適当と認める団体（法人化されたものに限る。） (2) 補助対象外経費 「安全・安心なまちづくりに向けた防犯カメラ設置事業」により設置が可能である防犯カメラについては補助対象外とする。

メニュー		事業要件等	
番号	区 分	細 目	
25	みやぎ路観光地整備事業		1 補助対象事業 (1) 自然公園等施設整備事業 国立、国定及び県立自然公園地域での自然公園施設整備 ① 道路（道路法による道路を除く。）及び橋 ② 広場及び園地 ③ 避難小屋 ④ 休憩所、展望施設及び案内所 ⑤ 野営場、水泳場及び運動場 ⑥ 駐車場 ⑦ 給排水施設及び汚物処理施設 ⑧ 博物展示施設 ⑨ ①から⑧までの施設に付帯して設置する標識 (2) 観光施設ステップアップ事業 国立、国定及び県立自然公園地域外での観光施設整備 ① 駐車場 ② 案内板 ③ トイレ(水洗化を含む。) ④ 休憩所、展望施設及び案内所（既存施設の休憩、案内機能を高める施設整備を含む。) ⑤ 観光客誘導標識 ⑥ ①から⑤までの施設に付帯する園地等 (3) 地域観光資源利活用事業 上記(1)、(2)の事業に該当しない地域観光資源を活用した観光施設の整備や観光地づくり ① 体験型観光施設 ② 博物展示施設（既存の博物展示施設の展示機能を高める施設整備を含む。) ③ 観光資源の利活用による市町村固有の観光地づくり (4) 地方振興事務所長が先進的であること、又は、緊急的に整備する必要があることを認める事業（1から3まで掲げる内容の事業であって地方振興事務所長が先進的又は緊急的であることを認める事業を含む。) 2 補助対象経費内訳 (1) 自然公園等施設整備事業 1事業5,000千円以上の事業費又は特注品製作に係る委託費 (2) 観光施設ステップアップ事業 1事業2,000千円以上の事業費又は特注品製作に係る委託費 (3) 地域観光資源利活用事業 1事業5,000千円以上の事業費又は特注品製作に係る委託費 (4) 地方振興事務所長が先進的であること、又は、緊急的に整備する必要があることを認める事業（1から3まで掲げる内容の事業であって地方振興事務所長が先進的又は緊急的であることを認める事業を含む。) 1事業2,000千円以上の事業費又は特注品製作に係る委託費 3 補助対象外経費 設計費、調査費
26	「食材王国みやぎ」物産振興等支援事業		1 補助対象事業 宮城県以外の地域において開催する物産振興を目的としたイベントに参加又はイベントを実施する事業 2 補助対象経費内訳 補助対象事業を実施するために要する物品搬送経費、販売員経費、会場装飾経費、販売経費、その他必要と認める経費とする。 3 補助対象外経費 (1) 什器・備品の購入に要する経費 (2) 他の補助事業等を活用している事業に係る経費 4 その他留意事項 補助対象団体 ① 直接補助対象団体（市町村） ② 間接補助対象団体（商工会等、観光連盟、地域地場産業振興協議会、事業協同組合等、市町村が間接補助を実施する団体及び事業者）

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等		
番号	区 分	細 目			
27	食育実践地域活動支援事業	食の体験学習の取組 (タイプ A 地域食材等の知識習得)	1 補助対象事業 市町村又は市町村が補助する団体等（営利を目的としない団体で、規約、役員、会計などが明確であり、食育活動に実績がある団体）が行う、地域の食材や食品をはじめとする食に関する正しい知識を習得し、食を選択する力を養うための次に掲げる食の体験学習の取組。 ① 食文化継承型…郷土食等の料理体験、試食等を通して、地域に根ざした食や食文化を学ぶ。 ② 食の安全・安心確保型…食品の製造・加工・流通過程を通し、食の安全安心の確保について学ぶ。 ③ 生産・食卓連携型…農林水産物の栽培・収穫（漁獲）から、調理に至るまでの過程を通し、食の成り立ちや地域食材を学ぶ。 ④ 環境配慮型…環境に負荷を与えない調理や片付け、リサイクル等について学ぶ。 2 補助対象経費内訳 謝金（講師謝金等）、旅費（講師旅費等）、使用料（会場使用料、バス借り上げ費等）、委託費（テント設営等）、役務費（通信費等）、需用費（印刷製本費等。ただし、食材費を除く。）、負担金及び補助金（市町村が団体等に補助する場合に限る。人件費を除く。）		
		食の体験学習の取組 (タイプ B 健全な食生活の実践)	1 補助対象事業 市町村又は市町村が補助する団体等（営利を目的としない団体で、規約、役員、会計などが明確であり、食育活動に実績がある団体）が行う、健全な食生活に必要な知識の習得と実践について学ぶための食の体験学習の取組。 2 補助対象経費内訳 謝金（講師謝金等）、旅費（講師旅費等）、使用料（会場使用料、バス借り上げ費等）、委託費（テント設営等）、役務費（通信費等）、需用費（印刷製本費等。ただし、食材費を除く。）、負担金及び補助金（市町村が団体等に補助する場合に限る。人件費を除く。）		
		食に関する正しい知識の普及	1 補助対象事業 市町村が行う食の大切さや食の安全安心に関する知識の普及を目的とした住民や関係者等を対象とした研修会開催等の取組。 2 補助対象経費内訳 謝金（講師謝金等）、旅費（講師旅費等）、使用料（会場使用料等）、役務費（通信費等）、需用費（印刷製本費等。ただし、食材費を除く。）		
28	みやぎの水田農業改革支援事業	共通事項	1 目的 この事業は、宮城県水田農業推進方針に基づき、需要に応じた米生産を図るため、水田をフルに活用しながら、生産・販売戦略と連携した麦、大豆、飼料作物及び新規需要米等の定着・拡大の推進を助長し、安定した水田農業経営の確立と水田農業構造の改革に資することを目的とする。 2 事業の実施等 (1) この事業を実施しようとする事業実施主体（市町村除く）は市町村長に事業計画書を提出し、市町村長の承認を受けるものとする。 (2) 市町村長は、前号により提出された事業計画書が事業の採択要件を満たし、かつ、事業の実施規模が適正であり、事業の遂行が確実と見込まれる場合に承認を行うものとする。 3 補助対象事業 水田収益力強化ビジョンの実現に向け、麦、大豆、飼料作物及び新規需要米等の効率的な生産を図るための条件整備 4 補助対象経費内訳（下表のとおり）		
		共同利用機械・施設整備（転作作物）タイプ	事業実施主体	事業内容	タイプ別採択要件
		共同利用機械整備（稲態様転作）タイプ	農業協同組合、営農集団 (3戸以上)、農地所有適格法人等	① 転作作物の耕運整地用機械、栽培管理用機械、収穫用機械、乾燥・調製用機械等の導入(品質分析機器を含む) ② 集団営農用集積出荷施設、乾燥・調製施設等（既存機械の格納庫は対象外） ※ トラクター、トラック等汎用的な機具及び自脱型コンバインを除く。 ※ 転作作物は、主食用米、稲態様転作及び備蓄米を含まない。	○ 目標年度において、受益面積は1ha以上であること。 ○ 対象作物が麦、大豆及び飼料作物にあっては、目標年度においておおむね7ha以上（中山間地域が受益地の過半を占める場合にあってはおおむね3.5ha以上）の受益面積。 ※1 原則として10万円以下の機械除く
		共同利用機械整備（稲態様転作）タイプ	農業協同組合、営農集団 (3戸以上)、農地所有適格法人等	① 稲態様転作の栽培管理用機械、乾燥・調製用機械等の導入（品質分析機器を含む） ※稲態様転作とは、需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領（平成18年11月9日付け18総食第778号）別紙1の第2に規定する新規需要米及び加工用米をいう。 ※ トラクター、トラック等汎用的な機具、自脱型コンバイン及び移植用植機を除く。 ※ W C S用稲関連機械（W C S用稲専用収穫機、ロールベアー、ベールラップ等）は、調製用機械として認める。	○ 目標年度において、受益面積は4ha以上であること。 ※1 原則として10万円以下の機械除く ※2 飼料用米の導入にあっては、主食用品種での作付けも可とする。その場合は、確認できる資料（出荷契約書等）を添付すること。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
28	みやぎの水田農業改革支援事業	共通事項	5 補助対象外経費 (1) 既存機械・施設の更新(代替)として、同種、同規模、同効用のものを再度整備するもの。 (2) 導入する機械等の登録手数料や操縦技能取得のための講習料等の付帯費用(設置及び運搬に関する費用は補助対象)。 6 その他留意事項 (1) 共通採択要件(以下の要件をすべて満たすこと) ① 事業実施主体もしくは、その構成員が地域計画において農業を担う者として位置付けられていること。 ② 対象作物は水田収益力強化ビジョン等に掲げる振興作物であること。 ③ 事業実施主体が、需要に応じた米づくりに向け、需給調整の推進に取り組んでいること。 ※ 事業実施主体が機械の貸し出しを目的とする場合は、貸し出し先において上記①から③の要件を満たしていること。 (2) 補助率上限変更のための追加要件 ① 事業実施主体の追加要件 (面積要件) ※ 下記3点のうち、いずれか1点を満たすこと ア 水稻の生産規模は使用収益権を有する面積及び原則として主要3作業以上の作業受託面積の合計が、目標年度においておおむね10ha以上であること。(主要作業：耕起・代かき、播種・移植、防除、収穫、調製・出荷) イ 麦、大豆及び飼料作物等(稲態様転作除く)の転作作物については、受益面積の合計が、目標年度においておおむね10ha以上であること。 ウ 受益面積の過半が中山間地域(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)第2条に規定する特定農山村地域、山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条の規定に基づき指定された振興山村、過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条に規定する過疎地域、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域)に該当する場合は、水稻及び転作作物の規模要件は上記ア及びイの生産規模要件面積の5割とする。 (取組者要件) エ 事業実施主体が認定農業者であること、もしくは構成員の中に認定農業者が含まれていること。 ② 事業実施主体が機械の貸し出しを目的とする場合の追加要件 貸し出し先において、上記6の(1)の①から③及び(2)の①アからエの条件を満たしていること。 ③ 事業実施主体が中山間地域において機械の貸し出しを目的とする場合の追加要件 ア 年間2以上の貸し出し先営農集団等が見込まれること。 イ 貸し出し先営農集団等の受益地合計面積の過半が中山間地域であること。 ウ 貸し出し先営農集団等の受益地合計面積が上記6の(2)の①アからウの条件を満たしていること。 (3) 事業実施主体が機械等の貸し出しにより賃借料を徴収する場合の年間賃借料の合計は、原則として、「事業実施主体負担(事業費－当該補助金額)／当該機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出する額以内であること。 (4) 機械を導入する際には、受益面積に対し、過大な投資とならないよう留意すること。 (5) 事業実施主体の経営安定を図り、事業効果を継続的に発現させるため、補助事業で導入した施設・機械等については、できる限り農業共済制度等に参加し、災害等の被害に備えること。 (6) 経費区分の留意事項 ① 上記4の「タイプ別採択要件」及び6の(1)の要件を満たす事業実施主体は、補助率1／3以内とする。 ② 上記4の「タイプ別採択要件」及び6の(1)の要件に加え、6の(2)の①～③のいずれかの要件を満たす事業実施主体は、補助率4／10以内とする。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
29	大規模水稻直播栽培団地育成事業		1 補助対象事業 5ha以上の水稻直播栽培（主食用）に取り組む農業者、生産組織等に対する栽培安定化に向けた技術対策等の支援 2 補助対象経費内訳 5ha以上の直播栽培の安定的生産の推進に当たり、収量確保のための生産資材等の購入及び栽培技術向上のための研修会の開催など、直播栽培の普及、定着化を図るための取り組みに要する経費 3 補助対象外経費 備品購入費、設備工事費、食糧費、その他地方振興事務所長が不適正と認める経費 ※ 主食用の水稻直播栽培面積を対象とし、飼料用米、稲発酵粗飼料用稲等の非主食用は含まない。 4 その他留意事項 採択要件 次の①又は②に取り組むこと。 ① 農業者個人又は生産組織等で5ha以上（受託を含む。）の水稻直播栽培に取り組むこと。 ② 同一ほ場整備事業地区内において5ha以上（複数農家を含む。）の水稻直播栽培に取り組むこと。 以下に該当すること ・ 対象水田が直播栽培であることが市町村により確認されていること。 ・ 事業実施主体が当該事業を活用できる期間は、最初に交付決定を受けた年度を含め3年間で限度とする。 ただし、3年を超えた場合においても、前年の直播栽培面積を超えた面積については、連続する1年に限り、補助対象とすることができる。
30	都市と農山漁村の交流拡大事業		1 補助対象事業 (1) 人材育成に係る事業 ① 交流拡大に向けた人材育成に関する講習会、研修会の開催等 ② その他、実践者の質的向上と育成等を図る事業 (2) 都市農村交流・関係人口拡大に係る事業 農泊、教育旅行、インバウンド、援農ボランティア、世界農業遺産関連による、都市農村交流の推進や、農山漁村地域の関係人口拡大の推進に関する事業 ① 地域との交流促進に資するマッチングサイト等、外部サービスの利用（例：サイト使用料、契約料） ② 農作業体験や援農ボランティア、モニターツアー等イベントの開催（例：受入に伴う消耗品購入費用、募集用のチラシ作成） ③ パンフレット作成、ホームページ運営等による情報発信（例：インバウンド受け入れに伴う外国語パンフレット作成、教育旅行受け入れに伴う学生向けパンフレット・説明資料作成、ホームページ運用費用、SNSを通じた情報発信費用） ④ 関係人口の創出・拡大を目的とした地域関係事業者等のワークショップ等の開催（例：ワークショップ開催に向けたファシリテーションの講師の報償費や旅費、ワークショップに必要な消耗品購入費用） ⑤ その他、農山漁村地域の関係人口拡大の推進に関する事業（例：農泊推進に向けた体験コンテンツやツアー造成に係る講師の報償費や旅費、消耗品購入費用） 2 補助対象経費内訳（補助基準額） 対象事業の実施に要する経費（事業に直接要する事務費を含む）。 3 補助対象外経費 (1) 市町村が補助する団体の経常的な運営経費 (2) 事務用什器・備品の購入に要する経費 (3) 食糧費。ただし、地方振興事務所長が必要と認める場合はこの限りではない。 4 その他留意事項（採択要件） 次の要件を満たす市町村とする。 (1) 地域の農林漁業者や地域住民等、関係機関と連携した推進体制であること。 (2) 同一事業での実施は、最長3年間とすること。 (3) 宮城県の「みやぎ農山漁村交流拡大推進方針」に沿った事業内容であること。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
31	豊かなふる里 保全整備事業		1 補助対象事業 (1) 豊かなふる里保全整備事業(以下「ふる里事業」という)の施行者は、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業生産法人、共同施行者、NPO法人、その他知事が適当と認める者とする。ただし、土地改良法の手続きを要しない事業の種類を施行する共同施行者にあつては、土地改良法施行規則第72条の規定を準用した規約を定めた者に限るものとし、NPO法人にあつては、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備に限るものとする。 (2) ふる里事業は、水田の有効利用や6次産業化やグリーンツーリズムの推進等を図るために農業生産基盤・農村環境基盤・農村交流基盤の整備及び調査計画を総合的に実施するものとし、事業の種類及び工種は以下のとおりとする。 1) 整備事業 ① 農業生産基盤整備 ほ場整備、かんがい排水、農道整備、暗きょ排水、客土、土壌改良及び農用地保全・造成 (細目等) ア ほ場整備は、農用地について行う区画整理及びこれと相当の関連がある他の工種を一体的に行う整備とする。 イ かんがい排水は、農業用排水施設の新設、廃止又は変更とする。 ウ 農道整備は、農道の改良又は舗装とする。 エ 暗きょ排水は、転作田又は畑について行う本暗きょの整備及び機能回復とする。 オ 客土は、転作田又は畑について行う客土とする。 カ 土壌改良は、転作田又は畑について行う土壌改良とする。 キ 農用地保全・造成は、活用の見込みのある遊休農地の再整備又は地目変換による畑地の造成及びこれと相当の関連がある他の工種を一体的に行う整備とする。 ② 農業環境基盤整備 農業集落道整備、農業集落排水施設整備、公共施設保全整備、地域資源利活用施設整備、集落防災安全施設整備、集落緑化施設・環境管理施設整備及びせせらぎの里整備。 (細目等) ア 農業集落道整備は、農業集落周辺における土地改良法に基づく農業生産基盤整備に係る農道を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動及び農産物の運搬に供する農業集落道の整備とする。なお、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号から3号までに掲げる道路及び同上第4号の市町村道のうち幹線市町村道は対象としないものとする。附帯する施設の整備対象は、待避所、防雪施設、防護柵、照明施設、交通安全標識等とする。 イ 農業集落排水施設整備は、農業用排水の水質保全、機能維持を図るために行う集落内の雨水・汚水を排除する排水路及び附帯する施設の整備とする。なお、総合計画に整備目標等を定めて、深場、幅広水路、護岸・線形・植生の工夫等、生態系の保全及び修景に積極的に配慮した整備を実施出来るものとする。河川法（昭和39年法律第167号）第4条及び第5条に規定する1級河川及び2級河川に係る改良工事は、整備の対象としないものとする。 ウ 公共施設保全整備は、公共施設の安全性確保のために必要な補強又は利便性向上のために必要な改造等の整備とする。整備の対象は、地震等の災害に対し安全性の確保が必要な公共施設及び共同利用施設の補強又は地域コミュニティ活動の拠点施設等の利便性向上のための簡易な改造等とする。 エ 地域資源利活用施設整備は、地域資源を活用して農業生産の補完及び生活環境の完全を図るために必要な施設とする。整備の対象は、農道、集落道等の機能を補完するための地域資源を利用した消雪施設等及び地域住民の生活環境を改善するための教育施設、社会福祉施設等又は集落の活性化のための地場産業振興施設、交流施設、スポーツ・レクリエーション施設等に地域資源を供給する施設とする。 オ 集落防災安全施設整備は、集落の防災安全のために必要な施設の整備とする。整備の対象は、土留工、防護柵、防火水槽、防風林、防雪工、排水工、水難防止施設等とし、土砂流出防止、地すべり防止及び土砂崩壊防止のための施設は対象としないものとする。 カ 集落緑化施設・環境管理施設整備は、公共広場、公共施設等の周辺環境の美化を図るための修景や生態系保全に配慮した緑化施設及び集落の環境を保全管理するための農産廃棄物等の処理、再利用等の施設並びにこれに附帯する施設の整備とする。緑化の対象施設は、集落運動広場、集会所敷地、農村公園、集落道、集落排水等とする。集落緑化施設整備の対象は、植樹、芝生、花壇、照明施設等とする。環境管理施設の整備対象は、比較的簡易な農産廃棄物等の分別・集積施設、有機資源の堆肥化施設等とする。附帯する施設の整備対象は、整地、排水工、植樹、芝生、照明施設、案内板、駐車場等とする。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
31	豊かなふる里 保全整備事業		キ セせらぎの里整備は、長い年月をかけて築かれてきた農業水利施設の保全整備、農村景観にとけ込み防火用水・生活用水等に利用されてきた水路の整備、農村の混住化による農業用排水の水質保全機能維持整備とする。 ③ 農村交流基盤整備 集落農園・市民農園整備、遊歩道整備、交流施設整備、集落案内施設整備及び景観保全・修景施設整備 (細目等) ア 集落農園・市民農園整備は、都市との交流及び農用地の有効利用・保全のため必要な整備であって次のいずれかの事項を内容とするもの。 a 市民農園整備促進法（平成2年法律第44号）第2号に規定する市民農園の用に供する農用地、集落農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの。 b 集落農園開設の用に供する農用地、集落農園道、かん水施設等の整備及びこれと一体的に行う周辺農用地を対象とするもの。 c a又はbに附帯して都市との交流のために必要な施設の整備。付帯する施設の整備対象は、整地、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、管理施設、便所、照明施設、駐車場等とする。 イ 遊歩道整備は、農村居住者の健康増進又は都市住民との交流推進のために行う遊歩道等の整備とする。整備の対象は、専ら散策、サイクリング、乗馬等の用に供する遊歩道及びこれに附帯する施設等とする。 ウ 交流施設整備は、都市との交流の場の創設に必要な広場や農業・農村体験施設等の整備とする。整備の対象は、交流広場及び比較的簡易な農業・農村体験施設、農産物直売施設等とする。附帯する施設の整備対象は、整地、排水工、植樹、芝生、ベンチ、水飲場、便所、照明施設、駐車場等とする。 エ 集落案内施設整備は、都市住民との交流推進を図るために集落内の各種施設及び名所・旧跡等を案内する施設の整備とする。整備の対象は、景観に配慮した道標、案内板等とする。 オ 景観保全・修景施設整備は、文化的・歴史的景観の保全又は都市住民との交流推進を図るための修景に必要な施設の整備とする。整備の対象は、景観保全・修景区域内の連絡道、防護柵、用排水施設、駐車場、管理施設、案内板、植樹、芝生等とする。景観を保全するための既設看板等の撤去、移設も整備の対象とする。 ④ 特認事業 知事が特に必要と認める施設の整備。 (細目等) 特認事業は、水田の有効利用や地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズム振興等を図る上で特に必要な事業であって、農業集落の地域特性を生かした豊かで魅力ある農村づくりが効率的かつ効果的に図られると認められるものとする。 ※ 上記1～4の事業について、箱物施設を整備する場合には事業費の上限を3,000千円までとする。 2) 調査計画事業 整備対象となる地域において、整備対象の実施計画策定に必要な諸条件について、調査、計画及び設計を行う。 2 補助対象経費内訳 (1) 純工事費 (2) 測量及び試験費 (3) 用地買収及び補償費（農村交流基盤整備は対象外） (4) 需用費（田んぼダムを導入するために農家・地域住民等の直営施工により堰板等を設置する場合に限り資材費のみを補助対象経費とする） 3 その他留意事項 (1) ふる里事業の採択基準は次のとおりとする。 ① 農業生産基盤整備の場合は、「地域農業マスタープラン」等の各種計画に基づき、受益農地に主食用米の作付はもとより、麦・大豆等の畑作物をはじめ、米対応の転作作物である備蓄米や加工用米、さらには、露地野菜等の土地利用型園芸や施設園芸、地域特産品目であるそば等多様な作物を現に作付けしているか又は作付けを計画しており、水田の有効利用が図られること。田んぼダム導入の場合は、流域治水計画等の地域計画に基づく事業を対象とすること。また、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備の場合は、農業生産基盤整備と連携又は6次産業化やグリーンツーリズム等の推進等が図られること。 ② 農業生産基盤整備については、受益戸数2戸以上であり、かつ関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合にあっては、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められるもの。 ③ 総事業費が1,500千円以上50,000千円未満であること。なお、整備事業は、1,500千円以上で3箇年以内、調査計画は1,250千円以上で調査期間が2箇年以内であること。 ④ ふる里事業の施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成するもの。この場合、当該施行者は必要な書類を作成し、住所が存する市町村の長に提出しなければならない。 (2) 市町村振興総合補助金交付要綱第6の（1）のハの規定による重大な変更は、総合計画における「工種の追加又は廃止」、「工期の変更」とする。 (ただし、当該年度に関わらない変更は除く)。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等																				
番号	区 分	細 目																					
32	園芸特産重点強化整備事業		1 目的 (1) 事業内容 この事業は「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」（令和8年3月策定。以下「プラン」）が掲げる基本方針及び振興方策に基づき、県振興品目の維持発展を助長し、産地の構造改革の取組に資することを目的とする。 2 補助対象事業 県振興品目の維持発展、産地の構造改革の実現に向け、取組目標の達成を図るために必要な条件整備。 3 事業実施主体 (1) 農業協同組合 (2) 全国農業協同組合連合会宮城県本部 (3) 農業法人 (4) 特定農業団体 (5) 農業協同組合園芸特産関係生産部会 (6) 任意組合（3戸以上）（農家3戸以上で組織し、規約、役員、会計等が明確であり、市町村長が事業実施主体として適当と認める団体とする。） 4 採択要件 事業の完了後3年を経過した日の属する年度（ただし、果樹の取組は5年を経過した日の属する年度、塗布剤の取組は事業完了年度）を経過した日の属する年度を目標年度として具体的な目標計画を設定し、以下の要件をすべて満たしていること。 (1) 事業対象品目が、プランにおける県振興品目（最重点振興品目、重点振興品目及び地域振興品目。ただし園芸品目に限る。）であること。 ただし、令和8年度に限り、「みやぎ園芸特産振興戦略プラン」(令和3年3月策定)における各圏域の重点振興品目（県戦略品目及び地域戦略品目。ただし園芸品目に限る。）も事業対象品目とする。 (2) 実施内容が、事業の目的に合致していること。 (3) 取組目標と生産出荷計画とは整合性があり、妥当な内容であること。 (4) 産地自ら策定した事業計画が園芸産地の維持発展に真に資すると認められるものであること。 5 補助対象経費内訳（下表のとおり） <table><tr><th>No</th><th>項目</th></tr><tr><td>1</td><td>栽培用施設・付帯設備、育苗施設・機械</td></tr><tr><td>2</td><td>省エネルギー化機械・装置</td></tr><tr><td>3</td><td>低コスト化機械・装置</td></tr><tr><td>4</td><td>高品質安定生産機械・装置</td></tr><tr><td>5</td><td>農産物被害防止機械・装置</td></tr><tr><td>6</td><td>選別、調製、加工用機械・装置</td></tr><tr><td>7</td><td>その他園芸振興において特に必要な施設・機械等</td></tr><tr><td>8</td><td>園芸施設の高温対策のための機械・装置・遮光資材</td></tr><tr><td>9</td><td>産地強化の体制整備及び販売促進に向けた取組に必要な経費 （飲食に関する経費を除く） ただし、No.1～8と併せて実施するものに限る。</td></tr></table>	No	項目	1	栽培用施設・付帯設備、育苗施設・機械	2	省エネルギー化機械・装置	3	低コスト化機械・装置	4	高品質安定生産機械・装置	5	農産物被害防止機械・装置	6	選別、調製、加工用機械・装置	7	その他園芸振興において特に必要な施設・機械等	8	園芸施設の高温対策のための機械・装置・遮光資材	9	産地強化の体制整備及び販売促進に向けた取組に必要な経費 （飲食に関する経費を除く） ただし、No.1～8と併せて実施するものに限る。
		No	項目																				
1	栽培用施設・付帯設備、育苗施設・機械																						
2	省エネルギー化機械・装置																						
3	低コスト化機械・装置																						
4	高品質安定生産機械・装置																						
5	農産物被害防止機械・装置																						
6	選別、調製、加工用機械・装置																						
7	その他園芸振興において特に必要な施設・機械等																						
8	園芸施設の高温対策のための機械・装置・遮光資材																						
9	産地強化の体制整備及び販売促進に向けた取組に必要な経費 （飲食に関する経費を除く） ただし、No.1～8と併せて実施するものに限る。																						

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
32	園芸特産重点強化整備事業		6 その他留意事項 (1) 確認資料等 事業要件の確認は、市町村振興総合補助金実施計画協議書(附属資料)(別記様式第3号)に示した資料について、市町村が原本で確認した上、その写しを保管すること。 (2) 事業実施主体が機械等の貸出により賃借料を徴収する場合の年間賃借料の合計は、原則として「事業実施主体負担(事業費－当該補助金額)／当該機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出する額以内であること。 (3) 既存の施設・機械等の更新(代替)として、同種、同規模、同効用の施設・機械等は対象外とする。 ただし、塗布剤はその限りではない。 (4) 取得金額(運搬費、据付・調整費含む。)が10万円未満の施設・機械等は対象外(ただし、複数台数をセットで設置する必要のある施設・機械等については、一式の取得金額が10万円未満の施設・機械等を対象外とする。) (5) 補助対象経費No.8の遮光資材については、1件あたりの取得金額(運搬費、据付・調整費含む。)は50万円未満として、1事業実施主体あたりの取得金額が10万円未満のものは対象外とする。また、毎年度購入が必要となるものは対象外とする。ただし、塗布剤はその限りではない。 (6) トラクター、バックホー、トラック等汎用性の高い機器・装置が含まれていないこと。 (7) 事業実施主体の経営安定を図り、事業効果を継続的に発現させるため、補助事業で導入した施設・機械等については、できる限り農業共済制度等に加入し、災害等の被害に備えること。 (8) 補助対象経費No.9については、No.1～8と併せて実施することとし、No.9単独での実施は対象外とする。
33	遊休農地発生防止・再生利用支援事業		1 事業実施主体 (1) 地域活性化対策 市町村 (2) 遊休農地発生防止・再生利用対策 地域協議会、農業法人又は任意組合(農家3戸以上で組織し、規約、役員、会計等が明確であり、市町村長が事業実施主体として適当と認める団体とする。) 2 補助対象事業 遊休農地の発生防止・解消・再生利用のために策定する農地利用最適化計画の策定や下記の事業。 (1) 地域活性化対策 農地利用最適化計画策定支援(農地利用意向調査、地域での話し合い、地図作成) (2) 遊休農地発生防止・再生利用対策 ① 再生作業(刈払い、抜根、整地、畦畔の除去や水路の補修など簡易な基盤整備等) ①-1 重機を使用する場合(単価上限30,000円/10a) ①-2 重機を使用しない場合(単価上限25,000円/10a) ② 土壌改良(有機質資材の施用、緑肥作物の栽培等) 土壌改良に要する経費(単価上限20,000円/10a) ③ 鳥獣害対策(電気柵、防除ネットの購入・設置) 鳥獣害対策に要する経費(単価上限20,000円/10a) ④ 作物作付けに係る経費(肥料、種子、農薬及び資材代等) ⑤ 粗放的利用に係る経費(放牧に係る経費、蜜源作物導入等) ⑥ その他必要な経費 3 補助対象経費内訳(補助基準額) ①報償費、②旅費、③需用費、④役務費、⑤使用料及び賃借料、⑥委託費、⑦工事請負費、⑧備品購入費 4 その他留意事項 (1) 農地利用最適化計画の策定は必ず行うこと。ただし、本事業の取組の内容が記載された地域計画を提出する場合は、農地利用最適化計画の一部を省略することができる。また、農地利用最適化計画は、地域計画の地区単位で作成すること。 (2) 地域活性化対策又は遊休農地発生防止・再生利用対策のいずれか一方のみの計画も対象とする。 (3) 対象となる農地は、地域計画区域内の場合、将来の担い手が未定の白地農地を基本とし、地域計画区域外の場合、今後区域に取り込む農地とする。 (4) 財産処分については、市町村振興総合補助金交付要綱による。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
34	漁船乗組員救急 救命推進事業		1 補助対象事業 当該市町村に住所を有する漁業協同組合、漁船所有者が組織する団体が、船舶の衝突などによる海難事故を防止し、漁船乗組員の安全を確保する体制を整備するために行う次の事業、又は洋上で操業している漁船（海岸から12海里外の海域において漁業に従事する5トン以上かつ乗組員5人以上が乗船する漁船）乗組員の心筋梗塞等の急病時に適切な救命処置を迅速に行う体制を整備するために行う次の事業及び海難事故が発生した場合に迅速な救助活動に繋げる体制を整備するために行う次の事業。 ① 漁船に搭載する簡易型AIS（自動船舶識別装置）の整備 ② 救急法等の講習会の実施又は受講 ③ 漁船に搭載するAED（自動体外式除細動器）の整備 ④ 漁船に搭載するEPIRB（非常用位置指示無線標識）の整備 ⑤ 漁船に搭載する膨張式救命いかだの整備 2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①報償費、②旅費、③需用費、④役務費、⑤使用料及び賃借料、⑥委託料、⑦備品購入費、⑧負担金 3 補助対象外経費 上記1②のみの事業実施は補助対象外とする。 なお、補助対象事業について、法定搭載義務のある漁船は補助対象外とする。 4 その他留意事項 上記1③を実施する場合は、必ず上記1②を実施すること。
35	漁港改良助成事業		1 補助対象事業 市町管理漁港で国庫補助の対象とならない小規模な施設整備及び補修等を行う市町事業に対し助成し、漁港施設及び漁港海岸保全施設の機能維持・充実を図る。 2 補助対象経費内訳 市町管理漁港の施設整備及び補修に係る経費 3 補助対象外経費 下記4採択基準に該当しない経費 4 その他留意事項 採択基準 市町が管理する漁港区域内に係る施設で局所的な改良、補修事業に対し助成する。
36	山の幸振興総合 対策事業		1 補助対象事業 特用林産物の安定的な生産や出荷流通体制を確立するために必要な基盤整備・施設整備及び特用林産物を活用した新たな商品の開発や新産品生産を行う事業 ① 基盤整備 ・栽培地造成・改良等 ・作業道開設・改良等 ② 生産・加工流通施設整備 ・生産機械施設整備 （チェーンソー、ローダー等、冷暖機、コンテナ、各種シート、植菌機、殺菌釜、ミキサー、袋詰機、製炭窯、薪割機、作業用建物、ハウス、散水施設、その他必要性が認められる機械・施設） ・加工流通機械施設整備 （包装機、選別機、保冷库、乾燥機、スライサー、作業用建物、簡易直売施設、その他必要性が認められる機械・施設） ③ 新規加工品開発 ④ パッケージデザイン開発

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
36	山の幸振興総合 対策事業		⑤ 新商品の生産 ・資材費（原木・種菌等を除く） ⑥ 技術の習得 ・研修会、栽培・加工技術講習会等 ⑦ GAP認証の取得 ・認証審査の受審 ・認証取得に係る環境整備（残留農薬等の分析、ICTシステム利用料、設備改修資材の導入等） ・研修指導の受講 2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費 3 その他留意事項 実施対象 上記1⑤のうち、生産資材に要する経費については、国庫補助事業の採択対象とならない種菌等を対象とし、新規品目生産開始から3年目まで助成するものとする。
37	小規模林道事業		1 補助対象事業 国庫補助事業の採択対象とならない以下の事業とする。 (1) 小規模な林道の新設 (2) 既設林道の構造の一部改良又は舗装 ※ 改良の主な例 局所的な勾配又は曲線の修正、橋りょう改良、幅員拡張、のり面保全、待避所・土場・排水施設（一体として施工する路面を含む）・交通安全施設（標識・反射鏡・防護柵・照明等）の新設又は改築 2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費
38	ふるさと緑の道 整備事業		1 補助対象事業 県が路線設定した「ふるさと緑の道」のうち、市町村において管理している遊歩道及び付帯施設の維持管理に必要な事業とする。 2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費
39	みやぎ木と触れ あう空間づくり 支援事業		1 補助対象事業 市町村が行う公共施設等の内装木質化や木製品等の導入を行う、下記の要件を満たす事業 (1) 木材を利用する意義等について波及効果が期待される施設であること。 (2) 国等の既存事業で対象外となるもの。 (3) 県産材使用量（割合） ① 内装木質化：1m³以上かつ50%以上 ② 木製品の導入：50%以上 2 補助対象経費内訳 (1) 内装木質化支援 県産木材の使用に係る木工事費（材料費、労務費等） (2) 木製品の導入 県産木材を使用した木製品（テーブル、いす、遊具、玩具等）の導入に係る経費（購入費、加工費、組立費等）

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
40	宮城の松林健全 化事業	伐倒駆除事業	1 補助対象事業 (1) 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木の伐倒及び薬剤によるくん蒸 (2) 松くい虫の付着により枯死し、又は枯死にひんしている樹木および不良木等の伐倒及び集積 (3) 上記樹木の伐倒及び破碎 (4) 上記樹木の伐倒及び焼却（炭化を含む） 2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①伐倒費、②薬剤費、③薬剤散布費、④くん蒸費、⑤破碎・焼却費（必要な搬出、運搬費を含む。）、⑥枝条等の焼却費、⑦枝条等の破碎費、⑧事業雑費 3 その他留意事項 実施対象 国庫補助事業の対象とならない松林又は、地域森林計画対象外の松くい虫被害木等で宮城県松くい虫被害対策事業推進計画に則して対策を実施する森林（以下、「対策対象松林」という。）周辺（おおむね2km以内）にある松くい虫被害木等。
		樹幹注入事業	1 補助対象事業 松くい虫が運ぶ線虫類による枯死の予防のために行う松の生立木への樹幹注入剤の施用（薬剤は農業登録を受けているもので、農業登録に定められている使用方法に基づき、松くい虫の脱出時期、樹脂の流動状態等を充分勘案して適期に実施すること。） 2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①伐倒費、②薬剤費、③機械器具費、④整理費、⑤賃金、⑥報償費、⑦旅費、⑧需用費、⑨役務費、⑩委託料、⑪工事請負費、⑫使用料、⑬賃借料、⑭備品購入費、⑮原材料費、⑯事業雑費 3 その他留意事項 実施対象松木 対策対象松林の内の高度公益機能森林及び地区保全森林、又は地域で重要な松であること。
		生立木除去事業	1 補助対象事業 松くい虫被害の感染源となり得る松林の伐採・整理等（立地条件等を十分踏まえた確な伐採を行うものとし、松くい虫の産卵時期、羽化時期等を充分勘案して実施すること。） 補助対象とする事業内容は、伐採から林内集積までの作業、不用木や枝条等の破碎・焼却に要する経費とし（作業道開設に要する経費は除く）、それ以外は、所有者負担とする。 2 補助対象経費内訳 事業実施に要する次の経費 ①伐倒費、②機械器具費、③整理費、④賃金、⑤報償費、⑥旅費、⑦需用費、⑧役務費、⑨委託料、⑩工事請負費、⑪使用料、⑫賃借料、⑬備品購入費、⑭原材料費、⑮事業雑費 3 その他留意事項 実施対象森林 対策対象松林の内の被害拡大防止森林及び地区被害拡大防止森林、又は被害が発生し、周囲松林への感染源となる恐れのある松林であること。

(実施要領) 別表2

メニュー			事業要件等
番号	区 分	細 目	
41	みやぎの豊かな 森林づくり支援 事業		1 補助対象事業 (1) 国庫補助事業対象地以外の区域において、森林所有者等が多様な高齢級人工林の育成のために行う間伐及び森林作業道整備 (2) 国庫補助事業対象地以外の区域において、森林所有者等が人工林育成のために行う枝打ち 2 補助対象経費内訳（補助基準額） 宮城県森林整備関係補助事業標準単価表で定める標準単価に間接費率（※）を乗じて得た標準事業費の2分の1以内 ※ 間接費率は、森林環境保全整備事業の算定方法に準ずる。 3 その他留意事項（算定方法、採択要件等） (1) 算定方法 標準単価×間接費率×施工面積（又は施工延長）×1/2＝補助金（千円未満切り捨て） 施工面積の単位はヘクタールとし、小数点第3位以下を切り捨てする。 施工延長の単位はメートルとし、小数点第1位以下を切り捨てする。 (2) 採択要件等 イ 間伐 ・実施対象森林 26年生以上の人工林（私有林に限る）。ただし、搬出を伴わない間伐については、36年生以上の人工林（私有林に限る）。 ・間伐率 本数間伐率 20%以上 □ 森林作業道整備・継続的に使用される森林作業道の開設及び改良(気象害等により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧)とする。 ・宮城県森林作業道作設指針及び宮城県森林作業道実施基準に適合する内容であり、かつ原則として間伐と一体的に実施されるものとする。 ・森林作業道の路面工に使用する砕石はRC-40又はC-40を標準とし、敷厚はt=10cmとする。なお、路面工を実施する場合は谷側に0.5mの路肩を設置するか、丸太筋工等により流出・洗掘防止対策を施すものとする。 ・森林作業道における横断排水工の設置間隔は50mを標準とする。なお、設置間隔は現地状況に応じて適宜変更できるものとする。 ハ 枝打ち ・実施対象森林 30年生以下の人工林。ただし、間伐と一体的に行う枝葉の除去については、60年生以下の人工林。 ・実施本数 1,500本/ha以上
42	市町村提案事業	共通	1 補助対象事業 基本的にソフト事業を対象とする。ハード事業については、そのソフト事業を実施するために必要不可欠な場合にのみ対象とする。 なお、要領第8第1項に規定する計画の承認が行われた場合に限り、最長3年の複数年度継続事業も対象とする。 2 補助対象経費内訳 補助対象事業の実施に要する経費 3 補助対象外経費 (1) 用地購入費（補償費を含む） (2) 公用施設の整備、維持・修繕に要する経費 (3) 管理運営費的経費など単に負担を県に転嫁する結果となる経費 (4) その他、地方振興事務所長が不適切と認める経費 4 その他留意事項 (1) 補助対象事業が地方債を財源とする場合にあっては、地方債を充当した後の市町村負担額について交付する。 (2) 申請数については、1市町村につき1事業とする。 (3) 住民ニーズを的確に反映するため、住民等が一定の役割を担う事業展開であることが望ましい。 (4) 施設の整備に係る基本設計、実施設計、工事監理費については、施設の整備と不可分であると判断できるためハード事業に区分される。 (5) 対象外事業 ① 国、県及び外郭団体など他の補助制度の対象となる事業 ② 県教育委員会及び警察本部所管事業 ③ 既に着手済みの事業（ただし、前年度に実施した事業の成果等を踏まえて新たな展開で実施する事業を除く。） ④ 前年度と同じ内容を繰り返し実施することに留まる複数年度継続事業

(実施要領) 別表 2 消防・防災体制強化事業（備蓄体制整備事業）関連 別表

	大項目	中項目	小項目
1	食料	主食類（米・パン等）	主食類（米・パン等）
2	食料	主食類（米・パン等）	精米
3	食料	主食類（米・パン等）	アルファ化米
4	食料	主食類（米・パン等）	菓子パン
5	食料	主食類（米・パン等）	惣菜パン
6	食料	主食類（米・パン等）	即席麺
7	食料	主食類（米・パン等）	乾パン
8	食料	主食類（米・パン等）	おにぎり
9	食料	主食類（米・パン等）	パックご飯
10	食料	主食類（米・パン等）	弁当
11	食料	主食類（米・パン等）	缶詰（主食）
12	食料	副食（加工食品等）	副食（加工食品等）
13	食料	副食（加工食品等）	缶詰（おかず）
14	食料	副食（加工食品等）	缶詰（フルーツ）
15	食料	副食（加工食品等）	みそ汁
16	食料	副食（加工食品等）	スープ
17	食料	副食（加工食品等）	レトルト
18	食料	副食（加工食品等）	栄養補助食品
19	食料	ベビーフード・介護食品	粉ミルク
20	食料	ベビーフード・介護食品	液体ミルク
21	食料	ベビーフード・介護食品	離乳食
22	食料	ベビーフード・介護食品	介護食品
23	食料	菓子類	菓子類
24	飲料	飲料	飲料
25	飲料	飲料	水
26	飲料	飲料	お茶
27	飲料	飲料	お茶（ティーパック）
28	飲料	飲料	スポーツドリンク
29	飲料	飲料	経口補水液
30	飲料	飲料	茶葉
31	飲料	飲料	コーヒー（缶・ペットボトル）
32	飲料	飲料	コーヒー（インスタント）
33	飲料	飲料	ゼリー飲料
34	飲料	飲料	野菜ジュース
35	衣類	防寒着	防寒着
36	衣類	トレーナー	トレーナー
37	衣類	トレーナー	スウェット
38	衣類	トレーナー	産後服

(実施要領) 別表 2 消防・防災体制強化事業（備蓄体制整備事業）関連 別表

	大項目	中項目	小項目
39	衣類	Tシャツ	Tシャツ
40	衣類	ズボン	ズボン
41	衣類	下着（半袖シャツ）	下着
42	衣類	靴下・ストッキング	靴下
43	衣類	靴下・ストッキング	ストッキング
44	衣類	履物	室内用スリッパ
45	衣類	履物	屋外用サンダル
46	衣類	履物	靴
47	衣類	作業着・手袋・長靴	手袋
48	衣類	作業着・手袋・長靴	長靴
49	衣類	作業着・手袋・長靴	作業着
50	衣類	作業着・手袋・長靴	ゴム手袋
51	衣類	作業着・手袋・長靴	使い捨て手袋
52	衣類	作業着・手袋・長靴	手袋（軍手）
53	衣類	ベビー服	新生児用産着
54	衣類	下着（防寒用シャツ）	防寒用シャツ
55	衣類	下着（防寒用タイツ）	防寒用タイツ
56	台所・食器	食器類	紙皿
57	台所・食器	食器類	プラスチック皿
58	台所・食器	食器類	紙コップ
59	台所・食器	食器類	プラスチックコップ
60	台所・食器	食器類	紙ボウル
61	台所・食器	食器類	プラスチックボウル
62	台所・食器	食器類	割り箸
63	台所・食器	食器類	スプーン
64	台所・食器	食器類	フォーク
65	台所・食器	台所用品	カセットコンロ
66	台所・食器	台所用品	カセットボンベ
67	台所・食器	台所用品	浄水器
68	電化製品	消耗品・コード	乾電池
69	電化製品	消耗品・コード	延長コード
70	電化製品	生活家電	懐中電灯
71	電化製品	生活家電	ランタン
72	電化製品	生活家電	携帯用充電器
73	電化製品	生活家電	洗濯機
74	電化製品	生活家電	乾燥機
75	電化製品	生活家電	掃除機
76	電化製品	生活家電	冷蔵庫

(実施要領) 別表 2 消防・防災体制強化事業（備蓄体制整備事業）関連 別表

	大項目	中項目	小項目
77	電化製品	生活家電	冷凍庫
78	電化製品	生活家電	電気ポット
79	電化製品	生活家電	電子レンジ
80	電化製品	生活家電	テレビ
81	電化製品	季節家電	ストーブ
82	電化製品	季節家電	ホットカーペット
83	電化製品	季節家電	電気毛布
84	電化製品	季節家電	扇風機
85	電化製品	季節家電	エアコン
86	電化製品	季節家電	スポットクーラー
87	電化製品	季節家電	加湿器
88	電化製品	季節家電	空気清浄機
89	電化製品	季節家電	ジェットヒーター
90	生活用品	洗面・風呂用具	シャンプー
91	生活用品	洗面・風呂用具	リンス
92	生活用品	洗面・風呂用具	洗面器
93	生活用品	洗面・風呂用具	石鹸
94	生活用品	洗面・風呂用具	ボディーソープ
95	生活用品	洗面・風呂用具	洗剤（洗面・風呂用具）
96	生活用品	洗面・風呂用具	歯磨き粉
97	生活用品	洗面・風呂用具	歯ブラシ
98	生活用品	洗面・風呂用具	かみそり
99	生活用品	洗面・風呂用具	ハンドソープ
100	生活用品	トイレ用品	携帯トイレ
101	生活用品	トイレ用品	簡易トイレ
102	生活用品	トイレ用品	簡易トイレ消耗品
103	生活用品	トイレ用品	便槽用防臭剤
104	生活用品	トイレ用品	便座用除菌剤
105	生活用品	トイレ用品	手指用除菌剤
106	生活用品	トイレ用品	手洗い用石鹸
107	生活用品	トイレ用品	消臭スプレー
108	生活用品	掃除用具	ゴミ袋
109	生活用品	掃除用具	バケツ
110	生活用品	掃除用具	掃除用洗剤
111	生活用品	掃除用具	雑巾
112	生活用品	洗濯用品	衣料用洗剤（洗濯用具）
113	生活用品	洗濯用品	ハンガー
114	生活用品	洗濯用品	洗濯ばさみ

(実施要領) 別表 2 消防・防災体制強化事業（備蓄体制整備事業）関連 別表

	大項目	中項目	小項目
115	生活用品	洗濯用品	物干し台
116	生活用品	防寒具・雨具・熱中症対策品	カイロ
117	生活用品	防寒具・雨具・熱中症対策品	カップ・レインコート
118	生活用品	防寒具・雨具・熱中症対策品	傘
119	生活用品	防寒具・雨具・熱中症対策品	瞬間冷却材
120	生活用品	防寒具・雨具・熱中症対策品	冷却シート
121	生活用品	寝具・タオル	タオル
122	生活用品	寝具・タオル	布団
123	生活用品	寝具・タオル	シーツ（敷パッド）
124	生活用品	寝具・タオル	マットレス
125	生活用品	寝具・タオル	枕
126	生活用品	寝具・タオル	毛布
127	生活用品	寝具・タオル	タオルケット
128	生活用品	寝具・タオル	段ボールベッド
129	生活用品	ろうそく・マッチ・ライター	ろうそく
130	生活用品	その他生活雑貨	つめ切り
131	生活用品	その他生活雑貨	マスク
132	生活用品	その他生活雑貨	医療用マスク
133	生活用品	その他生活雑貨	消毒液
134	生活用品	その他生活雑貨	うがい薬
135	生活用品	その他生活雑貨	救急セット
136	生活用品	その他生活雑貨	ビニール袋
137	生活用品	その他生活雑貨	体温計
138	生活用品	その他生活雑貨	フェイスシールド
139	生活用品	その他生活雑貨	感染防護衣
140	生活用品	その他生活雑貨	虫よけスプレー
141	生活用品	その他生活雑貨	虫よけ剤
142	生活用品	その他生活雑貨	保湿液
143	生活用品	その他生活雑貨	乳液
144	生活用品	ペーパー類・生理用品	生理用ナプキン
145	生活用品	ペーパー類・生理用品	おりものシート
146	生活用品	ペーパー類・生理用品	ウエットティッシュ
147	生活用品	ペーパー類・生理用品	ウエットタオル
148	生活用品	ペーパー類・生理用品	ティッシュ
149	生活用品	ペーパー類・生理用品	トイレットペーパー
150	生活用品	ペーパー類・生理用品	大人用おむつ
151	生活用品	ペーパー類・生理用品	体ふきシート
152	生活用品	ベビー用品	子供用おむつ

(実施要領) 別表 2 消防・防災体制強化事業（備蓄体制整備事業）関連 別表

	大項目	中項目	小項目
153	生活用品	ベビー用品	おしりふき
154	生活用品	ベビー用品	哺乳瓶消毒液
155	生活用品	ベビー用品	哺乳瓶消毒ケース
156	生活用品	ベビー用品	哺乳瓶
157	生活用品	ベビー用品	搾乳機
158	作業道具	作業道具	防塵マスク
159	作業道具	作業道具	防塵ゴーグル
160	避難所備品・応急用品	設備品	仮設トイレ
161	避難所備品・応急用品	設備品	組立トイレ（便槽型）
162	避難所備品・応急用品	設備品	仮設トイレ（マンホールトイレ）
163	避難所備品・応急用品	設備品	パーテーション
164	避難所備品・応急用品	設備品	テント
165	避難所備品・応急用品	設備品	トイレ用洋式化アタッチメント
166	避難所備品・応急用品	設備品	トイレカー
167	避難所備品・応急用品	設備品	トイレトレーラー
168	避難所備品・応急用品	設備品	トイレコンテナ
169	避難所備品・応急用品	応急用品	ポリタンク（給水用ポリ袋）
170	避難所備品・応急用品	応急用品	土嚢袋
171	避難所備品・応急用品	応急用品	ブルーシート
172	避難所備品・応急用品	応急用品	ロープ
173	避難所備品・応急用品	応急用品	簡易ベッド
174	避難所備品・応急用品	応急用品	担架
175	避難所備品・応急用品	応急用品	気泡緩衝材
176	燃料	燃料	非常用電源用燃料
177	燃料	燃料	緊急車両用燃料
178	燃料	燃料	暖房用燃料
179	燃料	燃料	ガソリン
180	燃料	燃料	重油
181	燃料	燃料	軽油
182	燃料	燃料	灯油
183	燃料	燃料	LPガス